

平成26年第7回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年12月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第110号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第111号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第112号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第113号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第114号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第115号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第8	議案第116号	飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
第9	議案第117号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第10	議案第118号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第11	議案第119号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第12	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市立増島保育園)
第13	議案第121号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
第14	議案第122号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
第15	議案第123号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第16	議案第124号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第17	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
第18	議案第126号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第19	議案第127号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第20	議案第128号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第129号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第22	議案第130号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第23	議案第131号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第24	議案第132号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案第133号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第134号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第27		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第110号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第111号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第112号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第113号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第114号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第115号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第9	議案第116号	飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
日程第10	議案第117号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第118号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第12	議案第119号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第13	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市立増島保育園)
日程第14	議案第121号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
日程第15	議案第122号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
日程第16	議案第123号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第124号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
日程第19	議案第126号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第20	議案第127号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第128号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第22	議案第129号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第130号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第24	議案第131号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第25	議案第132号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第26	議案第133号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
日程第27	議案第134号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
日程第28		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前田	川	文	博
3番	田	中	清	安
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	郎
9番	内	海	良	次
10番	森	下	真	子
11番	高	原	邦	子
12番	谷	口	充	希
13番	天	木	幸	男
14番	葛	谷	寛	徳
15番	山	下	博	文
16番	池	田	寛	一
17番	籠	山	恵	美

○欠席議員(1名)

2番	中	嶋	国	則
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者(副市長)	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之		光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹	原
		美
		香

平成26年第7回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 飛騨市創生について 2. 除雪対策について	9日 午前
2	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 本人通知制度導入について 2. 市内の企業・事業所を守るための一考察から	〃
3	葛谷 寛徳 (新生飛政会)	1. 来年度の予算編成について	9日 午後
4	前川 文博 (新生飛政会)	1. レールパーク構想の進展は 2. 新神岡図書館の計画について 3. 旅費に関する条例の車賃は適正金額か	〃
5	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. ふるさとを好きになる子ども育成のために 2. 北陸新幹線開業を目前に控えて 3. スクールバスの目的外使用	〃
6	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 古川盆地の宮川下流域安全対策について 2. 健康寿命の延伸について 3. 「薬草サミット」のその後はどのような状況か	10日 午前
7	籠山 恵美子	1. 飛騨市の長期財政を市当局はどのように分析・検証したか 2. 学校図書館の充実のために 3. 食育と学校給食の充実のために	〃
8	山下 博文	1. 飛騨市民病院祭からの教訓 2. 神岡町江馬区・東町区の流雪・側溝水対策について 3. 全国体力測定と飛騨市の子どもの体力	10日 午後

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

本日の欠席議員は、2 番、中嶋国則君であります。執行部側では、市長、井上久則君が欠席であります。最初に発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクをご自分のほうに向けてから発言していただきますようお願いいたします。また、市民の皆さんに分かりやすい言葉で質問、答弁を願ひまして、それではただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 15 番、山下博文君、16 番、池田寛一君を指名いたします。

ここで、市長職務代理者より発言の申し出がありますので、これを許可します。訂正いたします。ありませんので、ご了承願ひます。

◆日程第 2 議案第 110 号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから

日程第 26 議案第 134 号 平成 26 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 3 号）

日程第 27 一般質問

◎議長（菅沼明彦）

日程第 2、議案第 110 号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第 26、議案第 134 号、平成 26 年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第 3 号までの 25 案件を一括して議題といたします。25 案件の質疑と併せて、これより日程第 27、一般質問を行います。それでは、これより順次、通告順に発言を許可いたします。最初に 4 番、洞口和彦君。なお、質問中、説明資料の使用願ひが出ておりますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以後、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

4 番、洞口和彦君。 ※以後、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔4 番 洞口和彦 登壇〕

○4 番（洞口和彦）

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。私、今回、議員になってちょうど 12 回目の質問です。トップ

バッターというのは初めてでございまして、皆さん見てお分かりのように大変緊張しております。また今回、先ほどありましたように井上市長が入院されていまして、今までの質問の中で3回の反問をいただき、熱い意見を交換してただけに非常に寂しい気持ちでいっぱいでございます。ただ、手術後順調に回復されているようで、一日も早い復帰をお待ちしております。

さて、今朝の新聞を見ておりますと、日本のノーベル受賞者3名の記念講演の話や、2020年には野球、ソフトボールが復帰できるのではないかと、そんな可能性を説いたうれしいニュースがございました。そういううれしいニュース、すばらしい施策が飛騨市にもできますようなことをお祈りしながら、私の質問に入っていきたいと思います。

まず一つ目には、飛騨市創生について伺いたいと思います。

日本創生会議分科会の発表によりますと、2040年には全国約1,800の市区町村の半数に当たる896の自治体が、このまま何もしないでいますと行政サービスの維持が難しく、地域に働く場所がない、そんな地域が出てくる「消滅可能性都市」が出ると想定しました。飛騨市は、岐阜県のワースト6の中に発表され、市では一番厳しいワースト枠に入りました。

また11月には、平成27年から36年の飛騨市長期財政見通しが発表され、形式収支は平成29年度からマイナスに推移し、平成36年度には人口が21,431人になるだろうと想定されました。この人口については、11月現在の人口より4,500人余りが減少するという厳しいものでございます。今後はあらゆる取り組みを駆使し、飛騨市創生に全力に取り組んでいくことが重要かつ必須項目です。

また、私たちは、11月に飛騨地域議員研修会が白川村で行われました。当地のトヨタ白川郷自然学校の校長、浅野能昭さんの「自然ネットワーク活用による地域創生について」という講演をしていただきました。飛騨地域は、自然・文化遺産の宝庫で大変魅力的な場所である。しかし、かえって資源がありすぎて、地元の人が良いところに気付いていないことが多い。また、宣伝面では首都圏方面への情報発信や浸透が不足し、北陸新幹線開通は大きなチャンスであり、自然、文化を生かした地方創生を図ってほしいという講演で、大変感銘を受けました。まさに、この施策に一発満塁逆転ホームラン的な施策はありませんが、知恵を出し、小さなことでもコツコツとやってみる、そんなことが大切ではないのかなというふうに思っています。自分の意見や、全国各地の情報を参考にしながら、飛騨市の創生への施策について伺いたいと思います。

まず一つ目には、国の地方創生事業をどう活用し、実施していくのかということでございます。

国は、4月に消費税を8%に上げました。そのために消費や生産の低迷を招いているとして、自治体を通じて商品券を配布したり、灯油券の購入を補助したり、生活支援策を促す交付金を作る方針でございます。この方針に従い、飛騨市は何か施策を考えているのか。また、昨年、飛騨市合併10周年記念で記念プレミアム商品券を発行しました。

その効果はどのように分析されているのでしょうか。

また、子育て世帯や低所得者対策への取り組みは、どのように進めていくのかをお伺いしたいと思います。

2番目に、今後の補正や新年度予算にどのように反映させるのか。9月の補正では人口減少対策として、ワークライフバランス講座、定住促進webサイトの構築、ライフプランセミナー、「元気に子育て」支援コーナーの充実の4つの事業が提案されました。講座が多くて意識付けの施策が大部分ですけれども、この4つの施策の進捗状況と効果について伺いたいと思います。

また7月28日は、消滅可能性都市として岐阜県で「人口問題研究会」が開催されています。その研究会と飛騨市の取り組みはどうなっているのか。今後の取り組みや施策を計画しているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

3つ目には、この飛騨市の創生にまちづくりや、農業、林業を飛騨市の創生に見いだせないのか。3つの視点からお伺いしたいと思います。

一つ目は、古民家を利用したまちづくりでございます。

先月25日、「吉城の郷」の古民家に、飛騨の食材にこだわったお食事処「蔵助」がオープンしました。この館は、豪農館から医院佐藤家を通じて現在に至っている貴重な古民家です。保存から始まり、古民家を利用した「茶処くら」や美術館、そして障がい者の仕事場である「アルムの家」、それから最近「ゲストハウス i o r i (いおり 庵)」に続くものです。

この飛騨居酒屋「蔵助」は、東京の神田駿河台にある2号店として、神岡出身の34歳の若き仲谷さんの出店です。食材、スタッフはすべて地元で、地域貢献したいと力強く話されています。i o r i (庵)に続き、30代前後の若者の活躍は、飛騨市の創生に大きく貢献しています。今後も飛鳥の館として、飛騨の名産品の販売や趣味の作品の展示、市民の憩いの場として利用したい、そんな夢を持っています。

また、「美ら地球」社長の山田さんは、伝統的な家の造りは地域ごとの生活の理にかなうとして、古民家を自ら購入され利用されて、ありのままの原風景や暮らしぶりを見せる里山ハイキングサイクリングツアーを計画され、毎年2,000人以上の集客をされています。特に、その中でも6割以上は外国の方だと聞いています。

また、古民家の保存活動と利活用に活躍されています。また、古民家の「お手入れお助け隊」としてボランティアを集めて、民家の磨き活動もされています。神岡でも町並みガイドで歴史的、文化的な建物として、深山邸や神和荘が紹介されています。今後、通算10万人の利用者を記録したレールマウンテンバイクとコラボしたまちづくりも検討されています。飛騨市の古民家の保存や活用についてどのように考え、どのように取り組まれるのかをお伺いしたいと思います。

二つ目に、研修農業と有機栽培についてお伺いします。

新規就業者向けのトマト研修は、専業農業従事者の育成に大きな効果が見られます。

定年退職者を対象にした露地野菜研修等の活用を充実し、田舎暮らし体験や居住、定住の制度に結びつけるような対策はできないのか。また、市民からは農業に対して、どのような要望や意見が寄せられているのかお伺いしたいと思います。

自然を生かした地域農業を考えると、いのち・安全な有機栽培に力を入れることも大切です。あたかも本日、飛騨市有機農業推進研究会が南知多の自然農園代表の熊崎さんを講師に迎えて、午後から講演会や意見交換が行われようとしています。飛騨市における有機栽培の取り組みについて、どのように考えているのかお伺いいたします。

三つ目に、森林研修と間伐材利用についてお伺いします。

鳥取県の智頭町では、森林は町の大切な財産として役場組織に山村再生課を設置し、林・農の振興と交流を目標に、森を利用したまちづくりに取り組まれています。森の持つ癒し効果に注目した森林セラピー、今回、私は野村議員と共に体験してきました。すばらしいガイドと癒しの空間でした。

この森林セラピーについての問題は野村さんにお任せするとして、私が関心を抱いたのは次の3つの施策です。1つ目には「疎開保険」というのです。パンフレットはこのとおりでございます。(資料提示)「いざというとき備える智頭町が行う援助の手」という形のものです。もちろんこの町のキャッチフレーズは、「みどりの風が吹く“疎開”のまち」というのにあやかって「疎開保険」と名付け、地域が各地域で今非常に災害が起こっています。そのときに癒しとか住む場所がない方に、一時的に生活場所の確保や食事も提供できる、そんな場所を提供するという施策です。

それから二つ目に、私が感心したのは、ここにもございますように「智頭町木の宿場プロジェクト」(資料提示)、たくさんの軽トラが並んでいます、これは軽トラバザールではございません。全部、間伐材を積んだトラックです。間伐をしながら地域小判、特にここは杉が有名ですので、杉小判の流通で地域活性化を進めながら森の整備を行うという画期的な事業です。

関市でも昨年からは森林に放置されている間伐を、地元の商店に使える地域通貨「つぼ券」というのに変える「木の駅 in つぼがわ」の取り組みが行われています。

また、もう一つは「森のようちえん まるたんぼう」という施設です。(資料提示)ちょっとこの中を読んでみますと、自然の中でのびのびと町そのものが園舎だということで、豊かな自然環境の中で育てるという施策でございます。この、のびのびとたくましく学ぶ「ようちえん」には、子育てに賛同した移住者も多いと聞きました。それぞれがこの町にマッチした効果ある施策だと思います。ちなみに、この智頭町では写真を撮るときには「ハイ、チーズ町」と言います。これは事実私たちが写真を撮っていただいたときに、その方が、そういうふうにして智頭町を宣伝しているんだ、そういうふうに申されました。これもまたすばらしいアイディアではないでしょうか。

今年の世相を映した強い印象を与えた言葉を選ぶ、2014ユーキャン新語・流行語大賞トップテンに「カーブ女子」が入りました。広島カーブを応援して、広島躍進の原

動力になった応援団です。

私は先日、テレビの中で「森林女子」という特集を放映されているのを見ました。全国各地の林業に女性の進出があり、林業再生の展望としての放送でした。自然保護を図りながら山づくりを学ぶ専門研修のできる施設の設置や、エコ資源の活用で林業の再生を図り、「森林女子」も活躍できるような創生はできないのか伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 登壇〕

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

皆さん、おはようございます。本日から2日間にわたり8名の議員の方からご質問を受けさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、洞口議員のご質問についてお答えさせていただきます。議員は日本創生会議の資料に基づいて質問されましたので、人口推計について私のほうから概略を説明させていただきます、個別の質問につきましては多岐にわたっていますので、それぞれ担当部長が答弁をさせていただきます。

人口予測は、国の機関、民間の研究所、有識者など多くの機関などが推計をしています。そして、その推計結果には、大きな隔たりがあります。代表的な機関としましては、国立社会保障・人口問題研究所があります。この研究所は、厚生労働省の施設等機関であり、国の社会保障政策の基礎となる人口予測は、この研究所の推計が用いられます。この研究所の推計では、飛騨市の2040年の若年女性人口の減少率は43%であり、県下21市中、下位から4番目であります。

議論となっています日本創生会議は、民間の有識者で作る組織でありまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計と大きく異なっているのは、地方に若年女性の雇用の場が大きく減少すると予測していることにあります。具体的に申し上げれば、若年女性の雇用の受け皿となっている介護施設が、老人の減少によって減り、若年女性が雇用の場を求めて首都圏などに移動すると予測しているわけであります。

その結果、飛騨市の若年女性人口の減少比率は、郡上市の59.9%をわずかに上回り、60.1%となると推計をいたしております。そして、26年後の2040年の飛騨市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計より1,833人少なく見積もっています。

また、若年女性の減少率が50%を超える896自治体を「消滅可能性都市」と位置づけ、岐阜県では、飛騨市を含む8市8町1村の17自治体が該当することとなりました。さらには、人口が1万人を切る523自治体を消滅する可能性が高いと指摘し、県内では5町1村が該当しております。

人口推計は、あくまで予測でありますので、人口が減少する現実を注視すれば、どの機関の推計が正しいなどとの議論は無意味であります。

飛騨市では、これまでも人口減少に対する取り組みを行ってきましたが、来年３月までにはさらなる対応策を策定し、来年度予算に組み込むよう人口減少問題に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、洞口議員ご質問の飛騨市の創生について順次お答えをさせていただきます。

まず１点目、国の地方創生事業をどう活用し実施するかについてでございますけれども、まず、国の新たな交付金についてでございますが、このことは、現在衆議院議員選挙のさなかでございます。したがって、予算化されるかどうかというところについては不明でございます。この先、国の補正や新年度予算が示されれば、内容をしっかりと検討した上で適宜対応させていただきたいというふうに考えております。

次に、合併１０周年記念プレミアム商品券の効果についてですが、これは、昨年９月に予算の補正をお認めいただいた事業で、当時はアベノミクス効果が、都市部では徐々に見え始めていたものの、地方の商店等では影響が感じられないこと、また、本年４月から消費税率の３％増を前に、年度末に向けて消耗品を中心とする駆け込み需要が予測されたことなどから、地域振興の起爆剤として行ったものです。発行した２億円の商品券は、ほぼ１週間で完売し、本年２月末までの交換率も９９．８％となりました。

実施した商工団体に効果をお伺いいたしますと、「参加した事業所の８割以上で利用されており、かつ売上も相当の率で伸びている」、「市外からの購入者も多く、消費流入の効果があった」と分析し、市民の皆さまからも、単に商店での買い物だけではなく、忘年会や新年会に利用したなどの声が聞かれたことから、市内経済のカンフル剤として、一定の効果があったものと感じております。

ご質問の２点目、今後の補正予算や新年度の予算にどのように反映させるのかについてですが、まず、９月補正で予算化した事業の進捗と効果についてお答えします。

ワークライフバランス講座については、効果的な実施を考え、現在、商工会製造業部会との協働で事業を計画中でございます。テーマは「働きやすい職場づくり」を想定し、現在講師について調整中であり、２月上旬実施を予定しております。

定住促進webサイトの構築については、WEB制作会社と契約済みで、制作会社と市の担当者での各事業課への取材を終えております。写真やイラストを多用し、制度をイメージで捉えられるような政策のダイジェスト版カタログで、分かりやすいサイトを目指し、作成中でございます。ライフプランセミナーについては、２月中旬の開催を計画しており、講師は飛騨市金融協会へ依頼済みでございます。テーマは、調整中でありま

す。セミナーの周知につきましては、飛騨圏域のフリーペーパー2誌に掲載予定でございます。依頼などの準備を進めているところでございます。

図書館の「元気に子育て」支援コーナーについては、保護者の皆さまからの購入リクエストも参考とし、子育て関係書500冊、DVD20点の購入を計画し、現在までに65冊の図書を購入しました。今年度末までに、計画に沿って図書関係400冊、DVD数点の購入を行い「子育て支援コーナー」の充実を図る予定としております。

また、図書の増強に併せ、図書館2階「虹の広場」を開放し、他の利用者に気兼ねしないで親子の利用ができる環境を整えたことは、利用者の方々から好評をいただいております。

次に、県人口問題研究会の取り組みについてお答えします。

岐阜県では、日本創生会議において「県内の17市町村が将来消滅する可能性がある」との発表を受け、竹内岐阜経済大学副学長を座長に県内の民間シンクタンクや、自治体の担当者、県職員ら12名で構成する「岐阜県人口問題研究会」が設置されました。

飛騨市からもその一人として研究会に参加し、市の現状と対策、課題などについて発言してきました。

研究会はこれまでに3回開催され、第3回の会議では、市町村を5つのタイプに分類することや消滅可能性都市とされた17市町村について、個別に基本データ、転入・転出の状況、地域の現状、課題などを分析し、打つべき対策を検討することについて議論をいたしました。これまでの議論の内容については、中間報告としてまとめていくこととしております。

人口問題は、今後とも取り組むべき大きな課題であるため、岐阜県人口問題研究会では必要に応じて対策検討などを行っていきます。

飛騨市の取り組みとしましては、6月の定例会一般質問において、葛谷議員さんにお答えしたとおり、人口減少対策を総合的に、また、各部、各課が横断的に連携し、効率的に検討を実施するため、地域活性化連携本部会議を開催いたしました。その後、各部より施策提案をいただき1次検討を行った上で、検討をさらに深めるため2次検討として提案をいくつかのテーマに集約し、そのテーマについて各課の職員で構成されるワーキンググループを編成し、その中で有効な施策となるよう検討をしております。今後、さらに検討を加え、その施策を予算に反映させるよう進めているところであります。

3点目、まちづくり・農業・林業に飛騨市の創生を見出せないのかのうち、古民家を利用したまちづくりについてお答えします。

議員ご発言のとおり、古民家の商業施設への民間活用事例が増え、その中でも若者による事業展開は、飛騨市の今後に希望を抱かせてくれるものであります。

飛騨市の景観と風土を生かした里山サイクリングは、メディアへの露出も多く、事業を通して市の広告塔にもなっております。この事業所で働く方が飛騨市に移住され、古民家に住まわれていることは、移住や空き家利用での良い事例になっております。

「民家の手入れお助け隊」には市職員も参加し、古民家の価値の啓蒙活動の大切さを感じてきたところでございます。

空き家が廃屋にならない対策として、空き家の流動化を促す取り組みが必要であると考えており、現在、貸し手と借り手が出会う窓口として、空き家情報サイトの構築を今年度末の完成に向け進めているところであります。

制度的にも民間の活力を後押しし、活性化させるため、これまでも起業家促進制度補助金や空き店舗活用奨励金などの施策を行ってまいりました。現在、検討を進めている人口減少対策の中でも、こうしたことを踏まえて移住・定住、起業支援などの、「起こす」ほうの「起業」でございますけれども、施策について検討しており、古民家を含めた空き家の利用、そして起業家が増えることにより、まちの活性化につながるものと考えております。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

おはようございます。それでは、ご質問後半の研修農業と有機栽培についてのご質問の中から、まず、定年退職者を対象に露地野菜育成研修等の活用を充実し、田舎暮らし体験、移住・定住制度に結び付けるような対策についてからお答えいたします。

移住・定住対策につきましては、移住希望者の要望が多様なため、企画課が中心となって全市的に取り組んでおりますが、その中で、家庭菜園など小規模な農業を希望される方に対しては、農業支援センターに農業アドバイザーを配置しておりますので、栽培研修とまではいきませんが、一定の指導等は可能でありますので、移住・定住のPRメニューの中に組み入れることは可能と考えております。

次に、市民からは農業に対してどのような要望や意見が寄せられているか、についてお答えいたします。

市民アンケートの結果では、農業に対しては、新規就農者や集落営農等の多様な担い手の確保が最も重視すべきとの結果でありました。このため、トマト研修施設の設置支援など新規就農者育成確保への取り組みや、各集落に入って集落営農の組織化や法人化支援、担い手への農地集積について積極的に取り組んでおります。

また、各農家への訪問では、鳥獣害の相談が最も多く寄せられています。獣害被害、鳥獣被害の防止対策については、地域ぐるみで取り組むことが最も効果的でありますので、国、県、市の事業を、改良組合等を通じ紹介しながら推進しているところでございます。

最後に、飛騨市における有機栽培の取り組みについてお答えいたします。

飛騨市では、独自の販路を開拓して有機栽培を専門に行ってみえる農業者や、慣行農

業の傍らの一部を有機栽培されてみえる方などがおられることから、市単独事業の「こだわり農業応援事業」で、有機ＪＡＳの取得や土壌分析などの必要な経費に対する補助制度の整備や、国の環境保全型農業直接支払交付金事業などを通じて支援を行っておりますが、国の制度が、平成２７年度から複数の農業者で構成された規約を有する団体への補助に対象が限定される予定であります。

また、本年４月に「有機農業の推進に関する法律」に基づく農林水産省の基本方針において、おおむね平成３０年度までに都道府県は、普及指導体制を１００％整備、市町村は先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制を整備することとし、その整備率を５０％以上とする方針が示されました。

これらを踏まえ、飛騨市では、有機農業推進のための組織の設立を目指し、その準備段階として、明日１０日、設立準備検討会議を開催する予定でございます。

食の安全・安心から慣行栽培に比べ販売価格が高くても、有機農産物を購入したいという消費者も増加傾向にあり、市場の伸びしろも大きいことから、積極的に推進したいと考えております。

続いて、森林研修と間伐材利用についてお答えいたします。

全国各地で森林整備と地域活性化を目指して、森林所有者がＮＰＯ法人や森林団体に間伐材を販売して、地域流通券を進めている事例があります。特に岐阜県の恵那市では、ＮＰＯ法人が「木の駅プロジェクト」と呼ばれる取り組みを行い、全国に広まっている事例があります。当市でも同様な件について検討をしておりますが、当然に需要と供給のバランスが大きい問題であり、買い受けだけでも、販売が少なければ経済活動になりません。

また、不定期な搬入に対して受取、計測、売払い、運搬の人員配置をする必要があることや、搬入してストックする広い便利な場所や計器の導入等、木材をお金にする流通システムには大きな課題があります。

現在、林業団体も検討はされているようですが、今のところまだ施行までには至っておりません。

市では現在、木質燃料ストーブ補助金を活用して木材の需要を進めており、平成２７年度末で同補助金が終了することから、その後の施策として、高山市等を参考にしながら木質燃料購入に対しての補助ができないか検討をしているところでございます。そうすることで、木材需要者を増やしていくことが可能となり、結果的に林業団体も「木の駅プロジェクト」のようなことにつながっていくのではないかと考えているところです。

なお、現在は森林整備における国の補助要件が搬出間伐に変わったことから、積極的に間伐材の搬出を行っていることや、これまで現場に放置されていた切り株や枝等もバイオマス発電に利用できることから、林業団体では積極的に搬出するよう検討をしているところでございます。

当市でも自然保護を図りながら交流活動などを含め、山村づくりを学ぶ専門研修ので

きる施設の設置やエコ資源の活用で林業の再生を図る活動は、飛騨市観光協会や飛騨市・白川郷自然案内人協会が自然保護活動や研修などを行っているところでございます。

ぜひとも同団体の活動に興味がある方は、応募いただきたいと思っております。さらに同協会では、不定期ではございますが研修会等を行っておりますので、併せて参加していただければ幸いです。

また、飛騨市内において平成24年度から「近自然森づくり」による林業経営が実施されているスイス連邦から「スイスフォレスター」を招聘し広葉樹施業の研修会を実施しましたが、すでに林業に携わっている女性の参加もあり、この方々のつながりによりまして「森林女子」が増えていくことや、また飛騨市森林組合では、林業活動に従事したい女性がいらっしゃるようでしたら、受け入れ可能ということですので応募していただければ、飛騨市林業の活性化につながると考えております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○4番（洞口和彦）

幅広い質問に対して丁寧に、本当に分かりやすくご回答いただきました。すごくよく分かりました。

しかし、総まとめ的にやっている努力はするという言葉はあるのですけれども、できるまでの道筋、やる気というのは、本当にできるのかどうか、私ちょっと心配な面もございました。

では再質問に入りますが、最初に副市長よりありました。これは、民間関係の数字であって、市として理解しているところは、人数的にそんなに減らないよと。最低でも1,833人は違っているのではないかというような見通しでございました。

もちろん、この指摘は、このまま何もやらないでいけば減りますよという指摘でございますので、これに注目していかに対応していけば、全国では各市町村マイナスからプラスに転じている所もいくつかございます。また、もし良かったら、時間がございましたら私も言いますけれども。そういう発想のつもりで「これは出ただけけれども、大体数字的なものが違っているよ」ということではなくて、それはその中に入ったならば、いかに考えていろんな施策をやるかというほうに方向転換と言いますか、そういう考えでぜひ行ってほしいと思います。

それでは、岐阜県のほうの人口問題研究会というのは3回行われているというふうに言われました。その最初の会合の中で飛騨市の意見として、「田舎暮らしで人を呼ぶことは、どこでもやっている」と。「どうしたら暮らしてもらえるのか悩んでいる」という話もございました。それらを受けて、各課が横断的に本当に市全体として取り組んでいるということでございますので、それは大変良いことですし、今後もぜひ続けていただきたいと思います。

この中で、この創生会議の中でアンケートを実施するというふうに提案され、やっていますが、そのアンケートというのは実際実施されたのですか。もし実施されている

のならば、どのような内容であったのかということについてお伺いしたいと思います。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

まず、冒頭に洞口議員が再質問の前に述べられましたことにつきましてお答えをさせていただきますが、私の質問は洞口議員が述べられたような趣旨で申し上げたつもりはございません。人口推計というのは、いろんな機関の所でなされているもので、その結果について一喜一憂するのではなくて、飛騨市が現実的に人口減少を迎えているという現実から見れば、これを現実として受け止めて、どのようにしっかり対策をすべきかということを上げたことでありまして、洞口議員がワースト6とか飛騨市だけが入っているとかというような趣旨の発言をされましたので、そういう観点の中で人口問題を考えていないと。これは飛騨市の今後の命運を握る大きな課題だということで対応しているということで、これまでの対策を進めているということでございます。

先般の9月議会でも別の議員さんのご質問にお答えしましたように、前回の2010年の国勢調査で飛騨市の人口が7.5%減りました。その前は、2005年の国勢調査では5%の減少であります。こうした現実を見たときに、実際飛騨市では、2010年の国勢調査の結果を踏まえて対策を講じてきたわけでございます。しかしながら、こうした対策を講じて、まだなお人口減少がとどまらないということで、先ほど企画部長が説明を申し上げましたように、全庁横断的な組織を再編いたしまして、それぞれの課題について、さらに踏み込んだ対策を講じるということで進めてきたところでございます。したがって、そういう市の姿勢につきましては、まだ来年、年明けには飛騨市の構想につきまして発表と言いますか、講評をさせていただくことになるかと思いますが、そういう取り組みでいるということにつきましてはご理解をいただきたいと思います。

それから、アンケートにつきましては発言の趣旨がちょっとよく分からなかったのですが、市では今何をやっているかと言いますと、飛騨市の人口の動態につきまして詳細な調査に入っています。具体的に言いますと、それぞれの地域の、例えば古川町で言えば大野、上町地区の人口がどのように変化していたのか、町場の中がどのように変化していたのか、神岡町で言えば船津、殿のような中心市街地の状況がどうなっているのか、それから周辺の農村部の人口がどうなっているかということをつぶさに分析をさせていただいたとともに、社会動態ということで飛騨市からどこへ転出されたのか、反対にどこから転入をされたかといったような細かい、今詳細な調査を実施しました。そしてこれを基に、例えば一つで申し上げれば、高山市への転入、転出の差があるわけでございます。こうした現状がどうして起こっているのかというようなことを一つ一つ分析しながら、これらのことにつきまして一つ一つ対策をどう講じていくかというようなことの調査が、先ほど部長が申し上げましたワーキンググループのことでございますので、アンケートということをおっしゃいましたけれども、そうした調査に基づいてこれからの人口減少の対策を練っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

す。

○4番（洞口和彦）

よく分かりました。私は、一つの出たデータについて、それではないよ、ということに聞こえましたから、認識をもっと危機感を持って臨んでほしいという意味で申し上げたつもりですので、よろしくお願いいたしますと思います。

簡単な質問ですが、私はこの中で古民家の関係で、例えば今神岡に限定しますと、深山邸とか神和荘ですね、市はこういう建物を先ほど言われましたように、いろいろ審査しながら古民家の大切さが分かったので、保存したり廃屋に持ち込まないようにするという、ありましたけれども、具体的にそのへんは深山邸、神和荘については、どのようにお考えでしょうか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

私どものほうでは市街地の空き家問題と、それから深山邸、神和荘の問題は別に考えております。神和荘、深山邸は、すでに市の所有となっているわけございまして、これを例えば移住、定住のために個別の方に貸し付けるというような考え方は持っていません。これは歴史的資料として残していただきたいということで、当時の神岡町のほうで購入をされたり、飛騨市発足後に購入をされたものでございますので、これの活用につきましては今の空き家の問題とは別の次元として考えていきたいというふうに思っております。

それから市内の空き家につきましては、先ほど部長が申し上げましたように、実際求めているニーズと、提供できる空き家とのマッチングといいますか、交渉事をまとめるということが大変なことであります。また個別な話になりますと、宅建業法の資格の問題とか、どこまで説明したかというようなこともございますので、実際行政だけではなくて、専門業者も巻き込んだ一つの体制づくりが大切だろうというふうに思っております。したがって、先ほど空き家情報のwebサイトの構築というようなことをさせていただきましたが、市のほうではこうした情報があるということを広く発信すると同時に、個別案件につきましては、そうした業者との連携も取りながら、実際市街地に住んでいただくような、そうした法等を考えているところであります。

○4番（洞口和彦）

具体的なことは、そういう形で検討されていくということですので、歴史的な建物は一度取り壊すと、あとでは取り返しがつかないということがございますので、何とかまちづくりに生かしていくような方向で考えていただきたいというふうに思います。

実は今古民家の話も出ましたが、美らさん（美ら^{ちゅ}地球^{ぼし}）が若干調べられた100軒くらいの空き家、古民家を調べたところ、8割以上が戦前に建てられた建物であって、その中でも明治時代が約3割、それより以前が1割というかなり古き歴史を語れるような古民家が多いと。これは貴重だというふうに言われていますけれども、今飛騨市もゆくゆくそういう空き家については、空き家、古民家については研究していくという

ことでしたので、ぜひそういった観点から古民家の保存、それが利用できるような方向へ努めていただきたいというふうに思います。

では次ですけれども、実は先ほど白川の講演の話もしましたが、飛騨市の創生に大きな力となってくるのは、祭り、屋台行事ですね。これは文化の継承の中で、いかに無形文化遺産に登録されるかということは、観光を含めたまちづくりに大きな影響を及ぼすだろうと思います。

先日27日は、ユネスコの無形文化遺産に、去年は和食が取りざたされましたが、和紙が選ばれました。今、美濃市はその三つの和紙の産地の中に入って、大変喜びに浸っておられるそうでございます。今年の審査を見ますと、今年は来年の審査に向けて推薦は「山」とか「鉾」とか「屋台行事」など、世界から推薦された項目は61件あったところです。ますますこの推薦されるものが多くて、最近では日本がずっと今「和食」、「美濃」と入りましたので、日本に対してもう非常に今後厳しい、登録が同じ国になるということについては、世界平等の法則から見ても難しいとも言われています。ただ、この「山」と「鉾」、それから「屋台行事」は来年15年は無理でしたけれども、16年の審査に回されるというふうに決定されています。今後の古川祭を中心とした屋台行事、文化の伝統に向けた取り組み、今までもかなりのいろんな取り組みをされておりますけれども。

◎議長（菅沼明彦）

洞口議員、通告書に基づいて質問をお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

だから、このようなことをどうまちづくりに生かしていけるかについて伺います。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えさせていただきます。古川祭につきましては、昭和62年か63年のことだったと思いますが、全国の山・鉾・屋台保存連合会という組織がございます。当初は屋台等が有形民俗文化財として国に登録されております、全国の5団体で発足した組織でございますが、この組織を拡張するためにいろいろな所に呼びかけをされたようでございます。古川祭につきましては、呼びかけがあった当初から加入をさせていただきまして、私の記憶では7番目にこの団体に加盟をいたしていたというふうに思っております。

今回、ユネスコの無形文化財としての世界遺産への登録の道筋につきましては、この保存連合会での活動が評価されて全国の20いくつでしたか、30前後の団体の中の一つとして組み込まれたというふうに思っております。今後につきましては、今年からこうした活動を支援するために、この古川祭の保存会につきまして補助金を増やしまして、今後保存団体としての活動を進めていただくように、予算措置をすでに行っているところでございます。こうした活動につきましては当然、国、文化庁を中心とした動きも大切でございますけれども、そこにあります保存会としての活動が非常に重要になってくるかというふうに思っております。したがって、市の立場としましては、後方支援の

形でこれらの保存会の活動を応援していくということが、世界遺産への指定につながるというふうに理解をいたしております。

○４番（洞口和彦）

よく分かりました。飛騨市の創生については、本当にここぞという決まったカードもございませんし、本当に幅広くいろんな施策を交えながら、みんなが一緒になって努力していく、これが大切なことではないかと私は思います。

例えば、鳥取県の日南では、６年で２００人も増えたという町もございます。それは最初に東京都内で林業相談会を持ちかけたことが始まりでしたけれども、その希望者が多いことについてその市では、次は空き家を全部調査して入れるような体制を作ったと。１つのことをやることについて次から次へとアイディアを生み出して進めていく、そういうことがマイナスからプラスに転じたというような事例もございます。

また、先ほど説明の中でプレミアム券、本当に個人消費の活性化と市内商店の景気向上を目指してやったのですが、そのとおりの効果が上がっていると。買う人も、利用される方も、利用していただいた商店の方も、ある程度の景気付けになったということでございますので、今後もし国がそういう施策、決定はしておりませんが、今の選挙の中でも叫ばれております。まずできるだろうと思います。ぜひ、積極的に良い施策にはすぐにのっとった、そこを対応できるような取り組みで向かってどれだけでも、先ほど言われましたように消滅都市が打ち消せるような、そんな飛騨市にしていっていただきたいと思います。では、次の質問に移ります。

１２月に入り、山々は雪の舞う季節となってきました。先日も寒波で大きく雪が降って、これも飛騨市にとっては根雪となりそうでございます。昔は、地元の流葉スキー場は本当に全国各地から大勢の方が押しかけて、あれだけ駐車場を造っても収容しきれないという繁盛でにぎわいました。

また、スキーはウィンタースポーツの花形でございました。しかし、最近では雪が降って恩恵として居住できなかったイノシシまで出没し、田畑には電柵等々で異常な風景が存在するようになりましたし、手入れのされない里山が散在するようになりました。現在、社会環境が変わりまして、通勤の広範囲や自動車社会、また高齢化などによって雪またじができない、そんな雪は大変な障害となっています。

そこで、お伺いします。１つ目に、今回の道路除雪費の補正についてでございます。今回の補正では、近年の道路除雪経費の実績を考慮して、所要額を６、１０５万円補正されました。近年の道路除雪経費を考慮した提案だというふうにされていますが、まだ除雪が始まっていないこの時期に、なぜ当初の予算に補正されるのか。

ちなみに、昨年は３月時点で既成額を使って、あと足りないようになるのでという補正でしたが、この方針は変わってしまったのかについてお伺いします。

２点目に、ボランティア除雪についてお伺いします。昨年より、一部神岡地域のボランティア除雪が飛騨市全体に広がった、このボランティア除雪。昨年の実績はどうであ

ったのか伺いたいと思います。

また、以前神岡町の方法が継承されましたが、今後の方策はどうなるのでしょうか。要綱の制定の内容と受益戸数の除雪の実態等、それから実施の確認等について、どう変更されるのかについて伺いたいと思います。

3つ目に、克雪住宅等整備事業の実施についてお伺いします。高齢化社会における雪下ろし作業は厳しい作業で、冬の生活に大きな負担と不安を呼び起こしています。克雪住宅等整備事業の実績と効果について伺いたいと思います。

また飛騨市全体では、今までにどのくらいの利用世帯があつて、ほとんど進んだのかどうか、そのへんの進展状況についても伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。除雪対策について1点目、道路除雪費の補正、3点目の克雪住宅等整備事業の実態について答弁させていただきますのでお願いいたします。

最初に、1点目の道路除雪費の補正について、議員がご指摘の3億円を超える除雪事業費の大部分である市道除雪委託料2億6,000万円についてお答えいたします。

市道除雪委託料における当初予算は、平成21年度の1億円から年々増額し、平成24年度以降、厳しい財政状況の中においても2億円を計上し、冬期における道路交通の確保はもちろん、市内の産業経済活動や市民生活の安定を図るため、市道の適切かつ安全な除雪作業に努めてまいりました。

しかしながら、除雪経費は降雪量によって年度間の差が大きいため、新市発足後、当初予算では低めに計上し、降雪量が増えるときに補正する手法が取られてきました。ところが、降雪の少ない年には、除雪受託事業者の経営が苦しいとの指摘を受け、現在では最低保障制度が設けられているため、制度導入後は、除雪経費が高止まりする傾向が見受けられるようになりました。このたびの補正は昨年度の決算も勘案の上、こうした状況を考慮し事前に補正するものであります。

続きまして、3点目の克雪住宅等整備事業の実態についてお答えいたします。

克雪住宅整備補助金制度は、冬期の住宅環境の改善を図ることを目的とし、克雪住宅の新築および改修を行う際に補助金を交付する制度であります。

この事業の実績につきましては、今年度は10月末締め切りまでの受付件数が43件あり、これを含めてこれまでの実績件数は1,995件となっております。その実績を地域別に見ますと、河合町は256件で、世帯数に対する割合が80%を占め、宮川町では168件61%と利用世帯の割合が高い状況にあります。古川町では736件15%、神岡町では835件23%と高齢化が進む本市において、利用世帯の割合が低い状況にあります。

しかし、平成23年度から26年度の近年の実績による申請者の年齢に着目してみると、申請者全体のうち60歳以上の比率が全体の7割を占め、また、利用者の状況として、65歳以上の高齢者のみの世帯が利用している割合は全体の3割を占めるなど、本事業が高齢者の住宅対策として活用されている状況にあります。

この克雪住宅整備補助金制度につきましては、合併前は制度そのものがなかった自治体もあり、また補助率も現行の3分の1ではなく20%、限度額も現行の30万円ではなく、半分の15万円であった自治体もあり、第2次行政改革では制度の廃止が打ち出されました。

ところが、高齢化が急速に進展したこともあり、第2次行政改革の項目には挙げましたが、その後制度廃止について延期をした経緯があります。

しかし、7月の議会全員協議会の席で、行政改革の未達成項目について説明したところ、議会から未達成の事実について厳しい指摘を受けたこともあって、第2次行政改革の未達成項目については、市長から達成に向けて再精査するよう指示を受けておりますので、今後この制度を続けるか否かについては、今検討中でございますのでよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

2点目のボランティア除雪についてお答えします。

ボランティア除雪につきましては、町村合併以前の平成15年度から神岡町で実施されてきました市民の方が所有される機械を使用して、除雪を行っていただける方に対して燃料費相当額を給付する制度でございまして、昨年度、新たに要綱を制定し、全市的な運用が図られるよう検討を進めてまいりました。

しかし、その運用に先立ち、現状を十分把握する必要があると考え、他地区の状況調査を行ってまいりました。

その結果、河合町、宮川町地区では地形的に幹線除雪路線に隣接しない家屋がありませんでしたが、古川町地区におきましては、ボランティア除雪に該当する新たな家屋の新築箇所があることを確認したところでございます。

平成25年度は、この他地区の調査を実施し、ボランティア除雪につきましては以前と同様、神岡町地内を対象として旧制度で実施をしてまいりました。その実績としましては9件、約8万円を支出しております。今後は、古川町地区のみならず神岡町地区を含め、これまでの調査結果を踏まえまして、除雪路線の見直しを図るとともに、今年度の降雪期の状況を鑑みましてボランティア除雪に該当する路線の調査、検証を引き続き行ってまいります。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○４番（洞口和彦）

１９００何件ですか、すごい克雪、この補助金を使ってみえるということですが、この中の特別世帯は５０％となっていますが、この割合というか件数はどのくらいでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

大変申し訳ございません。特別世帯の割合ということでございますか。すみません。今、特別世帯という所の集計のデータを持っておりませんので。特別世帯というのは、どういう定義か教えていただければありがたいと思いますけれども。よろしくお願いします。

○４番（洞口和彦）

実績を聞いたところ、補助率は今３０％が一般の克雪住宅で、特別補助という世帯が５０％補助という規制があると思うのですよ。その実績ということを知っていますが、分からなければ結構です。ちょっと時間もございませんので。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

大変失礼しました。今、一般世帯と特別世帯の割合ということでご質問を受けたというふうに承っております。総トータル数につきましては、すみません、全体のトータル数は今手元にないので申し訳ございませんけれども、昨年度の実績で申し上げますと一般世帯が６２件で、特別世帯が４件という割合になっております。

○４番（洞口和彦）

ありがとうございました。やはり、特別世帯は条件が厳しいので少ないのかなというふうに思っています。

それからボランティア除雪ですが、そういう方、いろんな見地を深めてやってみえるということ。ただし、件数は本当に伸びていませんし、８件の８万円ですか。やはり、いろいろ申請したり何かすることが面倒くさいとか、そういう意見が多いのです。例えば、先日ここで言われました夕張は、集合住宅の人をお願いして一番下に集めてですね、上にいろいろな防材を敷いて温度を下げる、エネルギー費用を３割減らしたという温かい所もございます。特にボランティア施設で高齢者で除雪できない場合、他の人はやってあげるというような、そういう本当にボランティア精神をくんだ除雪だと思うのです。だからですね、そういうことが延びるように。どちらかというと、基本的には飛騨市全世帯が除雪されなければいけないのに、それがされてないわけで、できない所を補充していただくという考えで、やはり市民本位の温かい制度にしていっていただきたいというふうに思っています。そのへんは今後の検討課題として取り入れていただけますか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えをさせていただきます。高齢化社会を迎えまして、それぞれ地域における高齢者対策また弱者対策というのはさまざまであります。その中で、市の基本的な方針としましては、行政でする前に地域の中で支えていただけることにつきましては、地域で支えていただきたいというふうに思っております。その中の一つの施策がボランティア除雪のことです。

そこで、このボランティア、福祉施策に対するボランティアに対して、有償なのか無償なのか。実際、例えば他の地域では、ボランティア除雪に類することを実際多くの所でやってみえます。これはすべて無償でございます。したがって、もう一度、有償なのか無償なのかということも含めまして、地域福祉というものをどのように考えていくかという大きな枠組みの中で、このボランティア除雪も一つの項目として捉えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○４番（洞口和彦）

ありがとうございます。ぜひ、そういう方向で進めていっていただきたいと思います。

最後に、例えば冬道に非常に危険な場所、例を挙げますと例えば神岡の振興事務所から江馬町へ上がる坂道なのですけれども、毎年スリップ事故が何件か起こっています。特にああいう危険な地域は、もちろん坂道の神岡ですから特徴ではございますけれども、ああいう場所については一定の配慮をいただきまして、このようなときは規定に足らなくてもある程度除雪していただけるような、地域住民からそういうあがっている所については、ぜひそのような方向も取っていただきたいと思います。いかがですか。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

除雪に関しましては、当然、通常除雪する路線として除雪をさせていただいておりますけれども、地区の皆さま方のご要望とか区長さん方のご意見も頂きながら、現場を見ながら対応していきたいと思っております。

○４番（洞口和彦）

多岐面にわたり本当に丁寧に説明いただきまして、ありがとうございました。若干、非常に難しい問題ですけれども取り組まなければ、やはり本当に飛騨市はなくなってしまいます。全員で頑張っていきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔４番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前１１時１５分 再開 午前１１時１５分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に１１番、高原邦子君。

〔１１番 高原邦子 登壇〕

○１１番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、質問したいと思います。私は、大きく二つのことについて質問いたします。

まずはじめに、本人通知制度導入についてということであります。神奈川県逗子市でのストーカー殺人事件や、岐阜県でもドメスティックバイオレンス家庭内暴力による避難事案における児童手当の事務処理の遅延および情報漏えいなど、役所の職員の対応のまずさが指摘されております。個人情報の漏えいがベネッセコーポレーション事件でも明らかのように、お金になることやオレオレ詐欺などに高齢者世帯か否かの個人情報が暗躍している現状があります。市町村窓口で交付される住民票の写しや、戸籍謄本等の不正な交付でも事件が発生しています。

そこで、本人通知制度というものがあまして、これは本人以外の第三者がそういった写しを請求した場合、本人に「こんな人から請求がありました」という、そういった通知を本人にするという制度でございます。

平成２６年４月１日において岐阜県下の１８市１６町１村が導入しておりますけれども、飛騨市は導入しておりません。私は導入するべきであると考えておりますので、その点も市の考えを伺いたと思います。

まず、このストーカー殺人がありました逗子の事件や岐阜県の児童手当事案等も踏まえまして、個人情報の扱いに飛騨市はどのような対策や対応をしているのか伺いたと思います。

２番目に、どうして本人通知制度を導入していないのか。また、導入が遅れているのかを伺います。

３番目に、仮に導入するとした場合ですけれども、飛騨市の考えている本人通知制度とはどのようなものなのか。これは説明を受けておりませんので、条例でなく要綱等に対応できるものとは思いますが、この中で私の考えも取り入れていただきたく、本人通知制度の内容について質問するものであります。

なお、答弁は簡潔明瞭でお願いしたいと思いますのでお願いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。それでは、高原議員ご質問の本人通知制度導入についてお答えをさせていただきます。

はじめに、この制度についてご説明させていただきます。本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などを、本人の代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を本人に通知する制度であります。住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的とした制度であります。

それでは1点目のご質問であります、個人情報の扱いに飛騨市はどのように対策、対応を職員に指導しているのか、についてお答えをいたします。

飛騨市では、昨今のさまざまな事案に対処するため、平成25年3月に住民情報に関する情報セキュリティ実施手順書を作成し、同年4月よりこの手順書に基づき運用しております。この手順書の内容につきましては、目的、管理体制、情報の分類と管理方法、物理的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策、技術および運用におけるセキュリティ対策、緊急時の対策等を定めているものであり、この手順書に違反したものについては、飛騨市職員の懲戒処分に関する規程に基づき処分するものとなっております。

続きまして、2点目の本人通知制度を導入しない理由、または導入が遅れている理由についてお答えをいたします。

本人通知制度の導入につきましては、当初、飛騨地域で同時期に導入を計画しておりましたが、なかなか歩調が合わず、結果、高山市のみが本年3月から導入という状況となっています。飛騨市としましても不正請求の抑止または早期発見を目的として、新年度からの導入を目指し、現在、鋭意取り組んでいるところであります。

最後に、3点目の本人通知制度の内容について、現時点での考えをお答えさせていただきます。

まずこの制度は、法律に基づくものではありませんので、要綱での実施を予定しています。県内35市町村ですでに導入されている登録型本人通知制度を予定しており、本人以外の第三者からの住民票の写し等の交付請求があった場合に、事前に通知希望を登録した市民に対し、交付年月日、交付した証明書の種類および交付通数等を通知するものであります。なお、登録費用は無料です。高山市がすでに先行実施していますので、状況等確認の上、策定していきたいと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○11番（高原邦子）

新年度から導入ということで、それは有り難いと思うのです。それで、3番目のどのような本人通知制度を考えているかということが、全く今の答弁では答えになっていません。それで、申し訳ないのですが、一つずつ伺っていきますけどよろしいでしょうか。そうしますと、その登録というか、対象者はどういった方々になりますか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えをいたします。通知を希望される方の事前に登録をいただきたいというふうに考えております。

○11番（高原邦子）

そうしますと、市外の方でも以前、例えば飛騨市にそういった戸籍がある方も登録ができるというふうに認識してよろしいですか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。細かいところについては、今要綱を考えている中で精査するべきではございますが、現在高山市が運用しております状況等を参考にとということで、今考えておりますのは、飛騨市の住民基本台帳に記載されている方、例えば5年以内に住民登録をされた方とか。あと、飛騨市の戸籍に記載されている方を想定はしておりますが、また今後検討の中で精査していきたいと考えております。

○11番（高原邦子）

そうしますと、その登録が必要になってくるわけですが、新年度からやりますよということで、そうしますと、登録を新年度から開始するのですか。それとも、この本人通知制度そのものを4月1日からやっつけこうとされるおつもりですか。今、部長の答弁を聞いていますと、あと3カ月ないのですよね。例えば、3月議会には出さなくてもいい、要綱だからということですけど、予算があります。いろんなほかのことでも、時間的にいろんな仕事をしていかなければならないのです。それでもって、今の答弁はともじゃないですけど、4月からできるような答弁ではないと思うのですね。

それですね、私が問題にしているのは、本人通知の対象外となる請求というものは、どのようなものを考えているかお願いします。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。今、考えておりますのは、本人同一世帯の方からの請求でありますとか、本人配偶者、直系尊属、卑属からの請求でありますとか、国または地方公共団体からの公的な請求でありますとか、特定事務受任者といって弁護士等の方でございしますが、そういう方からの運用につきましては対象外というふうに今は考えております。

○11番（高原邦子）

高山市を参考にするということで、私も高山市のことはちょっと調べてまいりました。それですね、私が問題にしているのはですね、今言われた国とか地方団体の機関、これはいいにしても、特定事務委任者、弁護士等というのがあるのです。裁判、訴訟手続きとか、そういった紛争書のために代理で請求されるわけですよ、弁護士さんとかが。そういったものに対して請求した場合、いろんな自治体もちょっと調べたのですけれども、すぐには通知は出さないけれど、仮処分とかいろんなことがあるので。30日たったらず弁護士であろうと、ちゃんと出しましょうという自治体もあるのですよ。そういったところは、どのように精査されていますか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

現在、今検討をして、要綱作成等検討している状況でございますので、今、議員ご指摘の部分につきましても十分また調べまして、飛騨市としてどのような形が本当に良い

のかということは十分精査していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（高原邦子）

もう一つですね、登録ということで、登録してある人には第三者からの請求があった場合行くと思うのです。ところがですね、あとから犯罪等になった場合、登録が必要ですか。犯罪に関わって漏れてしまったような場合、登録が有る無しに関わらず、私はその人には通知すべきだと思うのですが、そのへんの検討はどのようにされていますか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。大変申し訳ありませんが、細部にわたっては本当に今検討をしかけているところがございますので、今ほどおっしゃったような細かい事案等々につきましては、今後、今ご指摘も受けながらのことで検討して行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○11番（高原邦子）

細部についてはということで安易にですね、例えば高山市の資料を取り寄せて、それとまったく同じものにするというのでは、私は脳がないと思っています。それでぜひ、私はお願いしたいのが、そういったものの8業種があるのですね。弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士または行政書士と。こういった方々は、戸籍法の10条の2とか住民基本台帳12の3で、資格証書の提示によって押しちゃうわけですよ、それで出しちゃうわけですね。ところが、今事件を調べてみますと、探偵業の人と組んで行政書士が、申請書類というのがあるのですね、それに書いてやっていると。ですから、ただ単に先ほど言われたように、高山のものを参考にしてと言われてはいますけれども、私はやはり何回もあることではないと思うのですよ。ましてや登録、登録制を取っているわけですから、ぜひそういった8業種の人たちが請求したものも、本人に通知するようなふうにもっていつてもらいたいと思うのです。本当にこれね、いろいろ安易に、これでいいわ、というものではないし。そして、もう一つお聞きしたいのが、登録制にする場合に、先ほど言いましたように4月1日から請求があったものに対してはしていくのかどうか。では、それに対しての広報とか登録してくださいということは、どのくらいでやっていこうというふうに考えていますか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。今、要綱を作成し、市民の方に周知していくということになりますと、議員がご指摘のように相当の日数を要するものと考えております。ただ、できるだけ今年度中にそのへんを整備して新年度、4月1日スタートができるか、4月1日というのは窓口業務も非常に大変な所でございますので、そのへんも加味しながら制度開始をできるだけスムーズにしていきたいというふうに思っております。ですので、整い次第、市民の方への周知等については、できる限りスピード感を持ってはいきたいと思いますが、今ほど言われたさまざまなことをしっかり検討した飛騨市なりの通知制度を作

っていくということに対しては、きっちり時間をかけて検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

先ほども言いましたように、登録していなくても犯罪等というか、明らかになった場合ですね、その行政書士等々が起こして。大量のデータを流したりとか、また流すと。本当に日本全国で行われていて問題になっている事件があります。

私は、ぜひ登録制は、本当は私自身としては登録制じゃなくていいと思っているくらいなのですが、登録制を取るのもであっても、犯罪というのが明らかになった場合は、登録していないご本人さんにも通知してあげるといような、そういったふうで向かっていってもらいたいと思いますが、そのへんは良いほうに検討していただけるのでしょうか。それで、今検討しますということで、いつごろまでにそういうことを教えていただけますか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。検討という言葉を使わせていただいておりますが、今のところの細かい指摘につきましても、期日をしっかりここで述べるということは非常にちょっと、すみません、はっきりとは述べられませんが、高原議員ご指摘の部分につきましては十分担当者と語ること、そして県内自治体でも実施しておりますので、その辺りのところも十分聞き、かつ近隣市であります高山市での実施もやはり十分参考にすべきことと考えるので、そのへんも十分踏まえた上で、できる限り要綱策定につきましては早い時期に行いというふうには思いますが、期日につきましては、ちょっとはっきり申せないことをご理解いただければありがたいと思います。

○11番（高原邦子）

じゃあ、別な角度でご質問します。要綱で変えることができると思うのですね。そうしますと、要綱を変更するにはどのくらいの期間というか、時間的な余裕があればできますかという。そのへんは総務の部長のほうに分かるのかな。どうなのでしょう。それでおっていかないと、検討します検討しますって、今12月ですよ。いろいろやっていて、本当に4月からできるのでしょうか。私は、何も急げ急げとは思いません。ただ、本当に先ほども言いましたように、県下の18市16町1村がもう導入しているのです、4月から。でも、早ければ良いというものではなくて、その中身だと私は思うのです。私は、高山の中身にはちょっと疑問を感じていますので、ここはしっかりと飛騨市は良いものを作っていただきたいと思っているのです。ですから、急がせるわけではありませんけれど、仕事には時間の切りを持ってやらないと、「検討します、検討します」ではなくて、ここまでは全部上げる、というそういった工期というか、そういうものがないと、なかなか難しいのではないかと思います。部長もいろいろ時間的な限りがあると思うのですけれども、どうかここ、そんなにも難しいとは思わないのです、要綱でやっていけるので。ぜひ、4月からやっていただけるようお願いしたいと思

います。それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

市内の企業とか事業所を守るための一考察、なんていうタイトルを付けたのですが、いろんなやり方がある中で、今回は一つの方法ということで質問させていただきます。

飛騨市の少子高齢化、人口減少問題の対策や地域活性化のためにも、企業誘致も大切な考え方ではありますが、企業によっての土地取得や交通のアクセス、労働人口の確保等々を考えると、なかなか飛騨市への企業誘致は難しいのが現状であります。むしろ、既存の企業や事業所を守っていかなければ、人口流出に歯止めをかけることができなくなると思います。高齢化に伴い、この10月末で廃業する商店もあると聞いています。ますます寂れていくのではと。また、利用していた地域住民にとっても悲しく寂しい現実があります。

行政が地元企業等を支援する方策はいろいろあると思いますが、市が発注する仕事、物品等に焦点を当てて市の考え方を問いたいと思います。

ある物品等を市に納めている方々から、「どうして市は、飛騨市内でも調達できる物を市外から買っているのだろうか。われわれに店をやめろと言わんばかりである。金額も高額ではないのに市内で買わないけれども、職員は市内の業者のことを考えているのだろうか。議員さんは、どう思う」そんな声が多々ありました。

私はまた、過去にも入札制度について質問したことがあります。やはり、以前のように地域条件付ではありますが、地域要件は入りますが、一般競争入札を基本とし、指名競争入札等は緊急とか特別なときにするのが良く、その当該工事内容によって多様な入札方法を採用すべきであることを是とする立場から質問をさせていただきます。

まずはじめに、入札の執行記録を見ますと、入札辞退というものがあります。どれくらいの割合であるのでしょうか。その入札辞退の理由というものは、どのようなものであると理解されておられますか。

2番目、改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法の制度趣旨にのっとりすると、飛騨市の最低制限価格基準は、県では改正してあるのにそのままになっております。どうしてなのでしょう。早く改善するべきと考えていますが、いかがお考えでしょうか。

3番目、単に金額で落札業者を決定しておりますけれども、総合評価落札方式が良いのではないかと考えております。その点に対しての認識は、どのようなものでしょうか。

4番目、職員個人の消費生活や消費動向についてまで言及はいたしません。しかし、市としての購入品は、少なくとも市内業者を支援するために、できるだけ市内業者からと徹底するくらいの意識改革をする必要があるのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

5点目、先般の8月ですか、リサイクルセンター建設工事に係る入札の承認の際ですね、指名停止処分のごとき違法な事実もないことから指名をした旨の答弁があったと思

います。確か、7社指名でいいのに、8社指名しているからというところだったと思うのですが、ちょっと記憶があいまいですけれども。この言葉を聞きまして、私は「えっ」と思いました。今、指名入札方法を取っているのですが、それじゃあ、指名に外れた会社というものはですね、指名停止と同じことになっていると、結局は結果として。そういうふうには思いませんか。思いました、私は。だからこそ、公正公平に考えていくと指名にするのではなくて、一般競争入札にするのが妥当だと思うのですが。その8月ですね、答弁を比較しながらですね、この件に関してご答弁いただきたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、2点目の市内の企業、事業所を守るための一考察から、についてお答えいたします。

市が行う売買、貸借、請負その他の契約は、地方自治法第234条および飛騨市契約規則等に基づき一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法によって公平・公正な契約が締結できるよう努めているところであります。

最初に1点目、入札辞退がどのくらいの割合であるのか、どのような理由か、についてお答えいたします。工事請負の入札に関して、年間の辞退者総数を指名者総数で除した割合を辞退率として計算しますと、全工種において、指名競争入札に移行した平成24年度が7.5%、平成25年度が5.0%であり、年度によっては若干異なりますが、割合は仮に10社指名したとしますと、辞退されるのは1社にも満たない状況であります。また、辞退の理由については、辞退者に確認しておりませんので分かりません。

2点目、改正された品確法の制度趣旨にのっとると、飛騨市の最低制限価格基準は県では改正してあるのに、そのままになっている。どうしてなのかと。早く改善すべきと考えるのがいかにか、についてお答えいたします。「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」いわゆる改正品確法が本年6月4日に施行されました。改正の要旨は、1点目「将来にわたる公共工事の品質確保とその中期的な担い手の確保及びダンピングの防止等」を基本理念に追加しております。2点目、「予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等」により発注者責務を明確化しております。3点目、「多様な入札契約制度の導入及び活用」の3点が改正の要旨となっております。このうち2点目の、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等は、具体的には同法第7条第1項第3号に「低入札価格調査制度」または「最低制限価格制度」導入等の必要な措置を講ずることが明記されているものであります。最低制限価格基準の引上げについては、規定したものではありません。

岐阜県でも改正品確法施行前から、低入札価格調査制度または最低制限価格制度を導

入しており、本年6月の品確法の改正に合わせて、同制度を規定した「岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領」を再度改正するようなことは行っておりません。ご案内のとおり、本市においては平成19年3月に「飛騨市工事等低入札価格調査委員会設置要綱」を制定し、平成21年9月には現行の「飛騨市工事低入札価格調査事務取扱要領」整備し、本年9月の改正品確法施行以前から同法第7条第1項第3号に規定する措置を講じて運用をしてきております。

低入札価格調査制度は、調査基準価格に満たない入札を行った者に対して調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合または公正な取引の秩序を乱すこととなって著しく不相当であると認めた場合は、当該入札者を落札者とししない制度であり、最低制限価格制度は、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格に満たない入札を行った者を落札者とししない制度で、それぞれ地方自治法施行令第167条の10第1項および第2項に規定され、地方自治体が実施できることとなっております。

本市は、低入札価格調査制度を導入しておりますが、現行の低入札調査基準価格の設定基準については、中央省庁等で構成されております「中央公共工事契約制度運用連絡会議」いわゆる中央公契連が、平成21年4月に制定された中央公契連モデルを採用しております。中央公契連モデルは、平成23年4月と平成25年5月に改正されておりますが、本市においては、過去5年間で低入札調査基準価格を下回った入札案件が合計35件で、これらについて低入札調査委員会で調査した結果、企業努力によるものであり、すべての案件について契約に適合した履行がされないおそれや公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれなどが認められず、工事の出来形や品質などにも問題がありませんでした。平成21年度以降、低入札調査基準を下回った案件は減少傾向にあることから、これまで算定基準について引き上げる判断には至っておりません。また、本市の低入札価格調査制度には、低入札調査基準価格の下に、失格判断基準価格を設けておりますが、こちらは、平成21年4月の国土交通省低入札価格制度対象工事にかかる特別重点調査の対象基準を採用しております。

なお、岐阜県においては、平成23年6月および平成25年7月にダンピング対策の充実を図ることを目的に中央公契連モデル改正を踏まえ、低入札調査基準価格を改正しているようでございます。

3点目の、総合評価落札方式がよいのではないか、についてお答えいたします。総合評価落札方式の効果としては、価格競争から技術力の競争への転換、不良不適格業者の排除、ダンピング対策、品質確保などが一般的に言われておりますが、しかし他方では、期待する効果が見えにくい、受発注者の負担増、手続きの長期化、評価の客観性・統一性を確保することが難しいなどの課題が挙げられております。

飛騨市においては、平成20年度当時から一般競争入札の導入に合わせて一部の工事で総合評価落札方式を実施していましたが、発注者側である市および競争参加者側双方の事務が増加することから、平成22年度から平成23年度は舗装工事のみに対象を縮

小しました。また、総合評価落札方式は、運用上一般競争入札を前提としており、現在では指名競争入札を採用していることから、指名業者選定の中で総合的に適格な業者を指名しております。

続きまして、入札および契約に関することですので、先に5点目の公正公平に考えると一般競争入札が妥当なものと考えているが、についてお答えいたします。平成26年4月定例会の一般質問でも答弁したとおり、一般競争入札および指名競争入札には、それぞれ一長一短があると認識しております。

一般競争入札の長所は、入札参加希望者にとって広く競争に参加する機会が得られ、競争参加者選定に発注者の意向がほとんど入る余地がないため、手続きの透明性、公平性が確保される、などがあります。しかしながら、国や県のように広域的に公募し発注する場合は効果的であると思いますが、飛騨市では、条件付き一般競争入札として実施しており、市内の業者数が限られていることから、一般競争入札の効果が見えにくく、むしろ応札者数の減少、落札率の上昇および手続きや事務が煩瑣^{はんさ}になるなど多くの課題が生じた結果となりました。

また、平成22年12月に開催されました飛騨市公正入札調査委員会においても、民間出身の委員から落札率の高止まりが続いている状況について懸念が示されております。「競争を厚くした方がよいのではないか」、「市外まで選定範囲を広げることも必要ではないか」という意見も出されました。

一般競争入札を行っていた平成21年度から平成23年度において、2,000万円以上の土木工事では平均6社の応札者数だったものが、指名競争入札に移行してからは平成24年度および25年度の両年度とも平均9社以上に応札者が増加し、競争性が高まったことを示しております。落札率につきましても、平成23年度が95.66%であったことに対しまして、平成24年度は94.04、平成25年度は94.21と若干ではありますが下回っております。

また、今年度におきましても、松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の入札に当たっては、共同企業体の構成員を市内業者とする条件付きの一般競争入札を行いましたが、応札者はわずか1社でありました。このように一般競争入札を行っていた年度と比べて、指名競争入札移行後は、入札参加者は増え、また落札率も下がり、競争原理がうかがえたことから、今のところ現在の指名競争入札制度を継続する考えに変更はございません。

それと、今年の臨時議会でお願ひしましたように、リサイクルセンターの請負契約の締結のときに、委員会で指名停止といったような言葉は言っておりませんので、よろしくお願ひいたします。

4点目の、市としての購入品は、できるだけ市内業者から購入するよう徹底するくらいの意識改革をする必要があるのではないか、についてお答えいたします。

市が調達する物品等については、市内業者で調達できない場合を除き、市内業者を原

則に選定しております。職員には常々、市内業者からの調達を優先するよう指示し、本年10月の部長会においても、その徹底を通知したところであります。ご指摘のようなことがあれば、ここで具体的に述べていただければ、事実を確認した上で事案を改善いたします。市内企業の育成と地域経済活性化を図るためにも、引き続き関係法令等のもと、市内業者への優先的な発注を推進します。

最後に、市が発注する公共工事や物品の調達等にかかる入札および契約については、これらの財源が税金によって賄われているものであるとの観点から、公平な競争の促進、公共工事の品質確保の徹底、そして地元企業の育成や地域経済活性化にも配慮し、関係法令等を遵守し適切な運用に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

もう正午を迎えますが、このまま本会議を続けます。よろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

答弁ありがとうございます。そうしますと、県が今、改正の品確法では対応していないということをおっしゃいました。でも2年くらい前には、県からもそういった一般管理費ですか、管理費に係る歩掛のところの改正はあった旨の通知は来ていると思うのですね。今の部長の答弁ですと、それもしないということです。

そうしますと、この改正品確法の趣旨というものは、要は、飛騨市は一生懸命頑張ってみえてる企業とか、そういったものは応援しないという姿勢を見せることになるんですよね。要は、社会保険とかいろんな別なところもかかるから、今まで一般管理費はかかるものは抑えてきたけど、そういったものも見えていかないと企業がやっていけない。将来の企業のためにもという、そういう思いで県も改正されました。でも、市は改正する意志はないと。そうしますと、よく私使い分けされると思うのですが、ケースバイケースと言われればそれまでですけども、上位法とか上を変えてきたから変えますとか言っているのですが、こういった企業を守っていく、企業の福利厚生にも寄与するための措置を国も考え、県もやっていることに対して、どうして飛騨市は背を向けるのか。そのへんの答えを教えてください。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。平成25年度の国の基準改正は、一般管理経費の、議員さんがおっしゃるのは30%を55%に改正するということの回答かと思えますけれども、先ほどもお答えしましたように、岐阜県はこれを受けて改正していますが、平成25年6月の岐阜県の基盤整備部技術検査課が、県のホームページでこの改正の趣旨を広報しております。この中で、実質あるダンピング対策の充実を図ることを目的に改正するということを言っております。

また、国土交通省は、改正の背景には工事成績を上げることを目的に、一般管理費の基準を上げることを資料として出しております。

それともう1点でございますけれども、要は国が基準を示しているのに、市がこれにそぐわないのは、ということですが、先ほども言いましたように公契連^{こうけいれん}モデルの低入札基準額は、国土交通省および総務省からの要請であり、法的に拘束されるものではありません。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第18条第2項は、国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対して、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らし合わせて必要があると認められる措置を講ずることを要請するという事としております。また、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人、地方公共団体の自主性に配慮しなければならないというように規定されております。国は、公共工事の入札および契約の適正化について統一的な整合性を図る一方で、地方自治体の自主性を配慮しなければならないということで、決してこれが不適切ということでは、市はこれに配慮した方向で地域の実情に合った入札や契約を適正にすることが、私たちは重要だというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

あのね、法律でそうなっていてどうのこうのと、私は一言も言っていません。そんなことは分かっていますよ。それぞれの地域で決めていくことだということを分かっています。だから、われわれはそういうふうにやっていくんだという答弁だと思います。

それならばですよ、私は今回、市内の企業、事業所を守るための一考察からというタイトルを付けて質問しております。いろんな、除雪のことも先ほど洞口議員からありましたけれども、建設業者、そういった方々がこの飛騨市内からいなくなって、除雪もできなくなるようなふうになってもいいと市はお考えでしょうか。そういった地元の企業とか事業所を見守っていくことは大切だと私は思うんですね。えこひいきせよと言っているわけではないのです。

そして、入札制度ですね。本当にそんなことは言っていないと言っていますけれども、私も後からちょっと確認してみますけれども、指名停止と一緒にですよ、はっきり言って。入札の指名をされなかったら。それが本当に良いことですかと。仕事が欲しいのに指名がないと、そういう話聞いていますよ。逆に、辞退は10件に1社くらいしかないとかと言うけど、前に私は言いました。この指名にあたりについてどれだけ調べてやりますかと。それぞれの業者で仕事の持っている所、持っていない所、あといろんな資格を持っている人が出せる所、出せない所、いろんな所があって、なかなか応札できないというのが入札辞退の業者さんの話でありました。

社会保険等未加入の業者とかそういうのを排除するとか、いろんな暴力団とかそういうのも排除とか、いろんなことの中で要は次に、いいですか、現在および将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保の実現というものを言っているわけなんですよ。飛騨市は、どうしてそういった国、県がやっていることをやっぺいこうとしないのか。市内の業者さんを守っぺいこうという姿勢がないのか。そして、話を聞きますと、

一般競争入札とか総合評価の落札方式、結局は手間がかかるということじゃないですか。大切な税金ですよ。手間かかって、しっかりとやっていくのは当たり前のことじゃないですか。手間がかかるから。指名委員会のことも8月のときに聞きましたけれども、誰も何も文句も言わない。ただサーッと流れていくだけじゃないですか。それよりも一般競争入札にして、欲しい所が向かっていける、それが一番公平公正であるし、そして総合評価、ただ金額だけではなく、いろんなところで創意工夫している企業が残っていく、そういったシステムに変えていくべきではないですか。ただ金額が高い低いだけで、本当にいつも頑張っている企業がですよ、評価されずに。例えば、10万と9万で9万のところが落札したとしましょうよ。まあ、ちょっと金額も。1万の違いで、9万のところは、いつもちっともなかなかいろんな創意工夫をしていないけれど、10万のところは、いろんなところでいろんな貢献をしている、いろんな技術革新、そういったことをしているところだったら、それを認めてあげるという方法が良いんじゃないでしょうか。

どうしても分からないところが、要は、いつも市内の業者とか守るとかというような言葉は言っていますが、この低入のところの一つの一般管理費のところを上げるだけでもできないと言っているような市に、何が本当にできるのでしょうか。業者の皆さんというか、建設業業界の方々とも市の幹部の方々はいろいろ交流を持っていると思うんですよ。その中でもいろんな話出てくると思うんです。今の今回のことで分かることは、手間がくうから、だから指名競争入札にすると。私は、すべての指名競争入札を否定しているのではないし、多様ないろんな工事によって、いろんな内容によって、いろんな入札方法があっていいと思っているんです。先ほど、部長言いましたね。ここ、聞きたいんですけど、宮川かどっかの解体ですか、1社しかなかったと。あれって、専門的なものがあるんじゃないですか。アスベストとかいろんなそういったもので、普通の一般の企業の方が応札できるような内容な工事ですか。そのへん教えてください。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

最後の問いにつきましては、総務部長のほうで答弁させていただきますが、その前、高原議員が縷々述べられましたことにつきまして、もう一度お話をさせていただきたいと思います。

先ほど部長が答弁をさせていただいたことは、決して飛騨市が行っている設計書の中で、例えば一般管理費とか現場管理費とかというような諸経費と呼ばれている経費があるわけですが、こうしたものを落としているということではないのです。普通の設計すれば、飛騨市で設計した金額も、国や県で設計した金額も、ほぼ同額になるような設計になるわけであります。ただ、そのときに入札するときに当然企業努力が入りますから、応札金額というのは設計金額ではなくなるわけです。当然下がるわけです。そのときに、ある一定水準より下回った方につきましては、この工事が適切に行えるかどうかということで調査をするということで、調査価格という基準を設けています。そして、またさらにもっと下がった最低基準よりも下がった価格については、この価格で

は適正な工事ができないからということで最低制限価格を設けているわけでありまして、したがって、一番安い方でも最低制限価格を下回っていれば、その時点で失格となっていて、最低制限価格より上の方が落札者になるわけですが、今、高原議員がご指摘になってみえるのは、この調査価格の価格を平成21年度に定めた価格よりも、もっと高くしろというふうにおっしゃってみえるわけでありまして、それで、国がこれを高くしたのは理由がありまして、不当なダンピング競争が行われるような例が多々見受けられることから、ダンピング防止を避けるためにこの調査価格を上げたわけでありまして、これは先ほど部長が申しましたように、中央公契連^{こうけいれん}モデルと言うのだそうでありまして、中央省庁が定めたわけでありまして、その中で、飛騨市のいわゆる低入札価格の調査制度にかかった案件が、部長が説明申し上げましたように35件ございました。当然これは全部、調査委員会で審査をいたしております。その中で、当然、応札された方から設計の内訳書というのをを出していただきます。その中で、実際に市が設計した価格と業者さんが見積もられた価格の中で、どこに差異があるかということと十分見させていただきながら、例えば下請けいじめのように下請けに出すところをいじめたり、また別のところで工事ができないような設計を組んでいるかどうかということと調査させていただきながら、この35回につきまして審査をしたわけでありまして、

その結果としましては、高原議員がおっしゃいましたように、ダンピング競争に基づいて安くなったわけではなくて、企業努力によるとか、例えば別の工事現場の近くで工事をしているので共通仮設費が安くなるとか、また物品の搬入につきまして物品の購入について、たまたま自分が懇意なところから安く入る見込みがあるというような、適正な工事が行われるということを確認して、この35件につきまして落札者として決定をしたわけでありまして、したがって、改正品確法に基づきますような不当なダンピング競争が市内の中で行われて、入札制度がゆがめられているというような事実を確認をいたしているわけではございません。部長が最後に申し上げましたように、公正な入札が行われれば、当然落札金額というものは市民の税金で行われる工事でありまして、どれだけでも安いことが必要であります。したがって、工事をどれだけでも安くする、落札金額を少しでも下げるという努力とそれから企業育成、ダンピング防止という反対の方向性の中で、現在のシステムが一番最良と考えているところから、いわゆるこの最低制限価格を県や国に基づいて、飛騨市も再度引き上げることはしていないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。最後の清掃工場につきましては、総務部長から答弁をさせます。

□総務部長（小倉孝文）

解体の件でございますけれども、これは先ほど言いましたように条件付の一般競争入札ということで、共業体を組んでいただくようにしました。特に市内業者につきまして、とび・土工ということで俗にいう経審でございますけれども700点以上ということで、飛騨市内に住所を有するということで条件を付けております。ですから、飛騨市

内の業者は1社ではなく、まだたくさんの業者がみえるということで申し上げたわけでございます。ですから、飛騨市内の業者は1社だけではありませんので、よろしくお願いいたします。

○11番（高原邦子）

応札が1社というか、言いませんでした。その宮川のやつは。だから私は、あれはなかなかと工事内容が難しいんじゃないですか。それとですよ、普通の側溝なり道路改良のと一緒にですと言って、一般競争入札が少なかったみたいなニュアンスの発言をされるのは、ちょっと基準のベースを勘違いしているんじゃないですか。そのへんどうですか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

この件につきましては、高原議員ご指摘のとおり解体工事でありまして、ダイオキシンの除去等専門的な技術が必要ということで、JVの形での一般競争にしたわけですが、一番最初にJVの条件としまして、地元の企業とそれから専門的な技術を持ってみえる企業がJVを組んでいただいて参加をしていただくように申し上げたところであります。当然、大手の中にはそうした経験を持ってみえる企業が多いわけですので、地元の企業のほうで声かけしてジョイント企業を作っていただければ応札が可能だったわけですが、実際ふたを開けてみますと1社の応札しかなかったということでもあります。

○11番（高原邦子）

特異な例をさも一般競争入札のことに使われるということは、私はちょっと違うんじゃないかなと思っています。要はですね、これで分かったと思うんですけど、私は過去の低入のことを言っているんじゃないです。これから先のことを言っているんです。市内の企業、業者を守っていくためにですよ、やはり一般管理費に対して55%なり50%超えて認めてやればいいじゃないですか。どうしてそれを認めることができないんですか。最低制限価格が上げればですよ、それより下で出してくるところがですよ、不落というか駄目になるのかもしれませんが、ただ単にですよ、私は上げてやってくださいと言っているだけで、過去のことはどうでもいいんですよ。これから先のことで

そうしたら、ダンピングは今ないとかとおっしゃっていますけれども、それじゃあ不調に終わったやつありましたよね、この間のリサイクルセンターでしたか、リサイクルセンターじゃないか、取り壊しのほうですか。そういったときも、少し変えてまた新たに入札という形を・・・リサイクルセンターでしたよね、取ったように、必ずしも市が出している設計が今の現状と合っているかどうかということは、今、日本全国不調が続いている中でいっぱいあるわけですよ。そうしたら、その中で私が言いたいのは、県も導入している、国もそうやってくださいねと言っているそういったものに、何でできないのかと。過去はこうやったで、こうやったで、という。過去はいいんです。これから先。これから先のことで、何とかしてこの市内の業者さんを守っていくような、そして福利

厚生にお金をかけてしっかりとやっているような業者が生き残っていけるようなふうにしていてもらいたいと思うんですよ。それでも最低のやつは変えるつもりはないですか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

先ほども申し上げましたように、この最低制限価格を国が上げた要因につきましては、ダンピングが広く広まったことに起因をするわけでございます。飛騨市においても、こうしたダンピング競争のようなことが始まれば、これは制度そのものを抜本的に見直さなければいけないということを思っていますが、現在、飛騨市の中ではダンピング競争が起こっていないという現実からすれば、これを変える要因と言いますか、はないというふうに理解をいたしております。

○11番（高原邦子）

よく分かりました、市の考え方は。ただですね、本当に指名競争入札が本当に公平公正かと言えば、指名してもらえない業者にとっては、本当に入札指名停止と一緒にしたことということだけは思っていてほしいと思います。そういうことができるんです、市は。だからこそ、前回の8月でしたか、あのときに7社のところを8社にしたと言いますが、7社にもできる、8社にもできる。それが指名競争入札です。どうか今一度ですね、面倒くさいとかそういうことを言っておらずに、一般競争入札に戻していただきたい。本当に。もう少し業者さんとか、そうした方々の立場に立って、市もやっていただきたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

〔11番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分といたします。

（ 休憩 午後0時23分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に14番、葛谷寛徳君。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

それでは、早速質問に入らせていただきます。1つ大きい項目で、来年度の予算編成について伺いをいたします。

合併当初から少子高齢化と人口の減少が、また人口の流出が最大の課題でございましたが、現在も予想を上回るこの人口減少と少子化が進行している中で、地域の活力が失

われつつあります。

また、行政改革は進んではおりますが、先般の全協でもありましたように単年度の収支バランスは、予測ではございますけれども29年度より逆転することが予想されるということでございます。

午前中に洞口議員からも飛騨市の現状と将来予測について、いろいろと事細かく説明もございましたし、また地域創生の飛騨市の提案もございました。来年に向けて、来年の3月には新幹線が開業して、東京へ行くのは東海回りよりも、いわゆる名古屋回りというか、よりも北陸回りのほうが近くなり、大きく人や情報の流れが変わってくると予想されますし、来年も国際的にも国内的にも大変節目の年であると思っております。こういう社会情勢が大きく変化するときこそ、来年に向けて思い切った、これまでの守りから攻めの行政を進めるべきだと思いますが、次の4点について伺います。

1つは、予算編成に当たって、来年度はどの部分に重点を置き、何をを目指すのかを伺います。また2つめに、普通交付税の動向と市税の見通しを伺います。3番目に、先般成立しました「まち・ひと・しごと創生法」が成立しましたが、これと連携して市は独自の5カ年の総合戦略を、こういう創生に向けての5カ年の総合戦略を作成するのかどうかを伺いたいと思います。それから最後に、県は地方創生に呼応し、振興局の体制を刷新しながら県事務所に統一したいと発表しております。地域力をいかに高めるか、また地域の要望を速やかに応えるためにも飛騨市もそのような考え方に立って、この振興事務所の予算枠や体制を充実させるべきだと思いますけれども、どう考えているのかということでございます。

岐阜県もそれぞれの地域の声を政策に反映したいと、また市町村の地域創生に対するそういう対応のためであると思しますので、ぜひ、そのへんもお伺いをいたします。以上でございます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 登壇〕

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

それでは葛谷議員のご質問につきまして、まとめて答弁をさせていただきたいと思います。

1点目、来年度の予算編成に当たって、どの部分に重点を置き、何をを目指すか、についてでございます。現在、市長が療養中でございますので、ここでは去る9月30日に行われた予算編成説明会において市長から職員に向けられたメッセージにより、予算編成の基本方針を引用してお答えさせていただきます。

本年5月に日本創生会議が提言した「ストップ少子化・地方元気戦略」において、若年女性の流出により本市を含む全国896の自治体が消滅を迎えるとの試算結果が公表されたことを受け、国は50年後に1億人程度の人口を維持することを目標に「まち・

ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に、正面から取り組む方針を示しております。

このことは、平成24年度に実施した飛騨市第二次政策総点検により、政策方針の柱と位置付けた「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自律」の推進を強力に後押しする絶好の機会であり、平成27年度においても引き続きこれらの対策を重点的に進めていくこととしております。

特に人口減少対策については、飛騨市地域活性化連携本部会議による全庁的横断体制の下で一元的、効果的な対策を行うものとし、従来から取り組んできた定住促進や出会い創出のほか、「女性の社会進出促進」、「若者の移住・定住と起業化支援」など多角的な視点から協議テーマを設定し、庁内ワーキンググループによる活発な議論、検討を通じて、これまで以上に核心に踏み込んだ政策形成を図ることとしております。

また、平成27年度から飛騨市第二次総合計画における後期5カ年計画がスタートしますが、全体基本構想に定めた将来像と理念、基本方針は、全計画期間にわたり一貫したものであることから、社会情勢の変化や多様な市民ニーズに柔軟に対応しつつも、このフレームに沿った政策展開を図ることが肝要であります。前期5カ年の取り組みをしっかりと振り返り徹底した見直しを行い、真に必要な施策を明らかにし、メリハリのある予算編成配分を行うものとしております。

そして、これらの施策を実行するためには、しっかりとした財政基盤の確立が必要不可欠であります。第三次行政改革においては、行政の仕組みの改革に主眼を置いた「財政最適化」を基本方針とし、絶えず効果的、効率的な行財政運営を行うことが求められます。市有施設や組織の効率化、行政評価による無駄の排除、公民連携の推進、職員育成、さらには地域づくり、人づくりも視野に入れ、常に柔軟で斬新な発想を取り入れることにより、いつまでも飛騨市が存在し続けることができるよう、行政と市民が一体となって行動しなければいけないとしております。以上が市長メッセージの概要であります。

いよいよ合併優遇の終了が間近に迫り、これからが行財政運営の正念場、飛騨市の真価が問われる時を迎えようとしております。現在、予算編成の最中でありますので、個別の施策についてはお答えしかねますが、真に必要な分野や事業には総合的な観点から適切に手当をし、活力ある地域の創造を図ることで、行政主導から市民主体のまちへの発展を遂げ、「人口減少を克服し更に飛躍する飛騨市」を目指してまいりたいと考えております。

2点目ですが、普通交付税の動向と市税の見通しについてお答えをさせていただきます。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の国民に対しても一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障する地方固有の一般財源です。本市における平成25年度一般会計歳入決算額に占める普通交付税の割合は43%であり、

その動向が財政運営に多大な影響を与えることはご承知のとおりです。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」の中で、地方財政制度の基本的な考え方として、経済再生の進展を踏まえ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくとされています。また、平成25年度には約17億8,000万円あった合併による加算額の縮減が進むことから、大幅な減収が予想されます。

他方、国では、支所経費の加算など合併市町村に固有の財政事情を地方交付税の算定に反映していくよう見直すとしており、総務省の平成27年度予算概算要求では、交付税の総額を適正に確保するとの記載はあるものの、自治体に交付する出口ベースで対前年比5%減となっています。現時点では、先般の全員協議会でご説明しました長期財政見通しのとおり、普通交付税の動向は減少傾向にあると考えています。

市税につきましては、歳入予算全体の約2割を占める重要な自主財源ではありますが、本市においては人口減少や地価の下落などのマイナス要素が強く、増収は見込めない現状にあります。

国が推進する成長戦略は、地方末端までその効果が浸透しているとは言い難く、個人市民税については、給与、農業、営業所得とも課税標準の伸び悩みと生産年齢人口の減により減少していくものと考えております。

法人市民税は、税制改正により法人税割の一部を国税化し「地方法人税」とした上で、その全額を地方交付税として地方に配り直す仕組みが創設され、本年10月から開始する事業年度分から法人税割の税率が14.3%から9.7%に引き下げられたことにより、平成27年度には対前年度比1割程度の減収、通年で影響を受ける平成28年度にはさらに減収幅が拡大するものと見込んでおります。

続いて固定資産税は、3年に1度評価替えが行われ、平成27年度がその評価替えの年となります。土地については、地価の下落による評価額の落ち込みにより減収傾向が続くものと予想されます。また、家屋については、評価額の落ち込みにより平成27年度は大きく減収となるものの、評価額そのものは3年間据え置くこととなり、新規の住宅建設など評価家屋の増加に従ってやや回復していくものと見込まれます。償却資産は、企業による大型設備投資の予測は困難であり、経済情勢に関わらず過剰な期待はできないものと考えております。

次に軽自動車税ですが、近年の軽四輪車の登録台数が微増傾向を示しており、税制改正の影響により若干の増収が予測されます。

たばこ税、入湯税につきましては、販売本数、施設利用者とも減少傾向が続き、いずれも減収が見込まれます。

このように普通交付税および市税ともに、依然厳しい状況が続くと認識しており、平成27年度予算編成においては、歳入は慎重に見積もり、歳出においては、施策の優先度をしっかりと見極め、選択と集中を行うことが必要であると考えております。

3 番目ですが、「まち・ひと・しごと創生法」のことです。

先日、公布された「まち・ひと・しごと創生法」において、政府は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保および地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要になっているとし、まち・ひと・しごと創生について総合的かつ計画的に実施するとしています。

その中で、政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるとしており、都道府県は国の総合戦略を勘案して「都道府県まち・ひと・しごと総合戦略」を、市町村は「都道府県まち・ひと・しごと総合戦略」を勘案して、市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画、「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」を定めるよう努めなければならないとされています。

また、国の総合戦略の期間は平成27年度から31年度までとされており、市町村の総合戦略も平成31年度までの期間で、平成27年度末までに作成することとされています。

現在、国では総合戦略の作成が進められており、今後、さまざまな補助金や交付金事業の縮小を予測する中で、過疎化、人口減少が大きな課題となっている飛騨市においても、今後各種事業を進める上で、まち・ひと・しごと創生に関する基本計画の作成は必要であると考えております。

「地方人口ビジョン」、「市町村総合戦略」の策定をするためには、その前提として過去の人口動向の分析や将来人口の推計等を行うことが重要であるとされておりますので、現在、市では人口動向の分析等に着手しております。また、国等の動向を注視するとともに随時情報収集に努め、計画に盛り込む内容についても、基盤関係、農林関係、情報関係、福祉施設関係、教育施設関係などさまざまな事業について計画を進めるべく、部長会で情報共有を図ったところであり、今後、国等から策定のための留意事項等が示される予定ですので、どれだけでも早く総合戦略の策定ができるよう準備を進めている状況であります。

最後に、飛騨市の各振興事務所の予算枠や体制等を充実する必要性についてお答えをさせていただきます。

本市における振興事務所の体制は、これまで、切迫する財政事情を背景とする行財政改革の必要性から、本庁との連携体制を考慮した上で見直しを進めてきました。これに伴い、定員適正化計画に見合う組織のスリム化と業務を可能な範囲で本庁へ集約したことによる業務効率化が図られたところです。なお、組織の見直しを行う上では、その体制、人員配置によって、業務、行政サービスの質を下げることがないような配慮をして

きておりますので、これまで地域の方々から要望等に対しても迅速に対応しており、特に問題ないと認識しています。

次に、予算の面についてですが、現在も地域振興費として各振興事務所単位で予算化しており、振興事務所長の権限において用途を定め、地域の課題等にもきめ細かに対応できるように配慮しております。

なお、振興事務所の体制や予算枠を拡充させることで地域力が高められるかとの指摘ではありますが、市ではむしろ、地区、地域自体が活力を持たなければ、地域力は高まらないと考えています。河合町の事例で申し上げれば、地元住民有志で結成された実行委員会により11月中旬に開催された、「飛騨河合いなかーにばる2014」は、文化祭、むら芝居、農産物市場等のイベントが担い手不足等の理由により単位での開催が困難となったことから、初の試みとしてこれらを合同で開催したところでした。同イベントには、2日間で市内外から1,500人もの人が訪れたということで、同町に活力を生み出す良い機会となったものです。この点については、「飛騨市の地域活性のお手本。関係者の皆様に感謝申し上げたい」と市長も申し上げたとおりでございます。このように、補助金ありき、行政ありきの姿勢から脱却し、自ら行動し実践する地区、地域こそが活力を生み出し、地域力を持っているのだと言えます。当然に、こうした活動が創発することで地区が活発となり、人が集まるような地域には、それを下支えする相応の職員体制と予算が必要となります。このような場合には、市では積極的に支援をしていきたいと考えていますし、それが今日の行政のあるべき姿であると言えます。つまり、地域の実情に応じて、行政の体制を適応させ、支援していく行政の対応こそが「地域の特性に即した課題の解決」であると考えています。本市では、振興事務所単位で判断するのではなく、種々の行政課題に対し、市域全体を視野に入れ、組織全体で対応すべく、柔軟に体制を変化させる組織運営と的確な財政運営を行う所存です。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

今ほどもございましたように、この「まち・ひと・しごと創生法」は地方の人口ビジョン、また地方版の総合戦略を実行させて、いわゆる人口の減少の克服と地方の創生を実現して地方の自治体の自立を促しているわけですが、いわゆる、われわれ市独自の総合戦略を作る努力義務を課してきたわけですが、そして人口も自らこういう人口にするがためにこういう戦略を練るんだと、またそれにはそういう国も検証していきますよという重い責任を課してくるわけですが、今後27年度中に作ればいいということですが、どれだけでもやはり地域の声を反映させたり、また市内のワークグループのまとめをしていかなければならないのですが、今後のスケジュールがちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えいたします。人口ビジョンの関係につきましては、もうすでに企画課のほうで

とりまとめと言いますか分析ができるような方向へ、作成の方向で今進めているところでございます。

総合戦略の計画の関係でございますけれども、これについては今副市長のほうで答弁されましたけれども、先の部長会において、こうした「まち・ひと・しごと創生法」の関係でいろんな総合的な政策展開が必要だということで、現況の既設の既定の計画でありますとか、それこそさまざまな分野におけます計画をまず集約しながら、それをどうやって関連付けていくかということを、まず行う必要があると思っています。

スケジュールにつきましては、いついっかまでにどうのこうのというのは、まだしっかりとお示しをできませんけれども、そういう手順を踏みながら一つのストーリー性のあるような計画に仕上げていくんだろなというような想定を持ちながら、今後の作業に入らせていただきたいと。当然にその努力義務ではございますけれども、これがなければおそらく多くの交付金もこちらのほうへシフトしてくるのではないかなというようなことを予想されますので、しっかりと早く計画が策定できるような努力をさせていただきますというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○14番（葛谷寛徳）

新聞、テレビ等でも、国はかなりの固い決意でこのことを取り組もうとしておりますし、当然、石破現大臣も、今までの枠組みにとらわれないような抜本的な取り決めをして支援をしていくんだという強い決意がございます。一つの今の重要課題の中で、異次元の政策でも取り組んでいくんだとか、いわゆる地域に決意や熱意のない所には差が出て仕方がないというようなところまで発言をされております。よほど、このことにかかなりの危機感を持って計画をまとめ、戦略を練っていく必要があるのではないかと思います。

特に、その中で岐阜県の古田知事は、この創生会議を本部長としてまとめられた岐阜県は一番の力が入っている県にやろうと、古田知事は前向きに捉えておられると思います。先般も報告がございましたように、ややもすると今の副市長も知事と行かれた欧州のほうですか、いわゆるフランスだとかドイツであるとかスイスですか、歴訪されて、いろいろと成果があったんだという報道がされておりますし、そういう中で岐阜県はアルザス州のオ＝ラン県ですか、とこういう協力の観光に関する覚書の協力関係を結んだと。高山市はまた、コルマール市とこういう経済・観光に関する協力協定をしたとか、白川村は友好協力の推進宣言をしたというようなことを報道されますと、やはりだいぶ前向きに飛騨市も取り組んでいかないと、こういうときにやはり私は、そういう協力協定くらいは飛騨市もできたらいいなという思いがするわけで、大変寂しい思いをするわけですが、一つこの、いわゆるこういう今が、私は最後の地域にとって一つのチャンスであると思います。やはり、そういう市がやる仕組みを作って地域の力を高めていく。今の河合町でもそうですか、そういう仕組みの中で力が発揮されたという、そういうことを踏まえてですね、やはり今、副市長の考え方でいいのですが、この地域の力を引き

出していく、そういう中で当然交付金も戦略の中でこの飛騨市へ持ってくるという中でですね、どのように仕組みを考えている、意識したい、その覚悟をちょっと副市長なりにお話をしていただければありがたいと思います。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えをさせていただきます。私、職務代理者でありますので、市長の考え方と同じかどうかにつきましては確認をいたしておりますませんが、あくまで職務代理者としての考え方としてお聞きをいただきたいと思います。

私は、国の中でまち・ひと・しごと創生本部が立ち上がり、法案が公布されたということではありますが、私はこの法律とか創生本部に従ってやるのではなくて、飛騨市がやろうとしていることを、この計画に乗せて実行するんだということが一番大切だというふうに思っております。これは、飛騨市が今後どうやって活性化をしていくのか、そしてこの人口減少についてどうやって立ち向かっていくかという姿勢そのものは、飛騨市でなければ解決ができない。そして、実際ここに住んでいる人でなければ解決ができないというふうに思っています。したがって、先ほどから申し上げていますように、人口減少対策につきまして、特に若手職員を中心としましたワーキンググループの中でかなり突っ込んだ議論がされております。そうしたものが実際挙がってきております。そうしたものを実際皆さんに見ていただきながら、これを実現するためにこの計画、創生本部を利用したい、こういうことを思っています。したがって、葛谷議員が冒頭で述べられましたように、大胆な予算をとというようなことでご発言をされてみえますが、この考え方につきましては葛谷議員とまったく同じ考えでございます。

○14番（葛谷寛徳）

先般、総務委員会で主にIターンの方ですが、代表者と意見交換をする機会があったわけですが、ふるさと回帰支援センターの高橋理事長も言っておられますが、ただただ普通にわが町へ、わが市へ移住してきてほしいですがというようなことではなしに、われわれはこういう市を、町をつくりますから、ついてはこういう人に来ていただきたいんだという、はっきりしたメッセージを出したほうがいいんだということを言ってみえますが、先般の総務委員会の意見交換の場でも、Iターンの方がみんなおっしゃっておられたのは、「私たちは、やはりこういう市に魅力を感じて、このことをやりたいのという目的を持って来ております」と。ぜひ、そういうことに支援をしていただきたいということが多かったわけです。ですから、やはり明確な飛騨市のメッセージを出していくことが、移住にもつながっていくのではないかなと、こう思っております。それにはやはり、積極的にこういう市であるというようなことを広報していく、メッセージを出していくことが問われるのではないかなと、こう思います。

ある市の首長さんは、企業とか企業活動とか企業がしっかりしている市は、いわゆる人口の流出も少ないし、少子化で減びていくような自治体ではないので、企業の支援も大切ではないかというようなこともおっしゃっております。何とかこの機会を捉えて、

しっかりとした戦略を練っていただいて、そして我々もそれに参加しながら早急に、いわゆる5カ年計画というか、この人口、地方創生を計画を練っていきたいということですが、先ほども少し述べられましたが、第二次の後期計画とこの総合戦略との絡みを、連携をしていかなければならないのですが、その仕組みは、まったくどの点でどうだというような、その関係を少し述べていただければと思います。第二次総合計画の後期計画と今の総合5カ年計画との連携というあり方というものを、考え方を述べていただきたいと思います。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

第二次総合計画の後期計画については、現在、各課からの聞き取りですとか、項目別の策定シートとかの提出をいただきまして、それについてヒアリングを行いながら計画を策定中であります。並行して、こういうことも出てきておりますので、当然にリンクさせなければならないと思っていますし、それともう一つ、先ほど副市長も言われましたけれども、人口減少、少子化対策に特に力を入れながら対応をしていると考えているところですから、そうしたものを含めて、先ほども言いましたけれども。それと、各課で持っております事業計画などもすべて含めて調整を図りながら、計画の策定を行っていきたいというふうに思っております。

○14番（葛谷寛徳）

国もやはり、かなり相当覚悟を持ってやってくるのではないかと思いますので、ぜひこのことを捉えて、やはり交付税が少なくなってしまうようなことのないように、ある意味では自治体も弱肉強食の時代に入っているような、そういうことをさせられるような感覚もございますが、何とかこの、そういうことに新しい新年度は、また予算の強弱を付けながら新年度の予算編成をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時05分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1 番（前川文博）

それでは議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問のほうを始めさせていただきます。今回、3つの質問をさせていただきます。まず1点目ですが、レールパーク構想の進展は、ということで質問いたします。

今年のレールマウンテンバイクの営業も先月の11月で終了となりました。今年の乗車人数は3万人を超え、33,001人となりました。テレビの取材は国内、海外からありました。雑誌などは多数取り上げられて、かなりの宣伝がされております。海外のテレビですが、香港テレビ局で放送されました。その後、すぐメールでの問い合わせが増えたそうで、それも当然向こうの現地語での問い合わせということで、受付担当者は、翻訳したり対応が大変だったと言っておりますが、その分反響の大きさも感じたようでありました。また、10月にはマレーシアのテレビ局の取材もあり、近日放送される予定となっております。先月11月に発売された名古屋の月刊の雑誌では、飛騨特集がありまして、その中にも紹介をされておりました。今、このレールマウンテンバイクは、もはや日本国内だけではなく海外へも広がっているものとなってまいりました。

私は、10月に秋田県の小坂町にある小坂鉄道レールパークを見てまいりました。こちらのほうは平成24年から構想をスタートさせまして、そのときにこちらの飛騨市のレールマウンテンバイクのほうにも視察にみえております。そこが、今年26年にレールパークのほうをオープンしました。現状は1日平均700人の入園者、10月12日には1万人の来園者を突破されました。ここはレールパークということで、鉄道施設を触って体験できる、そういった公園になっております。その中にはレールバイクがありまして、それ以外にディーゼル機関車の運転体験、観光トロッコ、これから雪のシーズンには秋田県ですので当然降りますので、ラッセル車の操作体験などいろいろな体験ができるレールパークとなっております。ちなみに、機関車の運転体験ですけれども初回料金が3万5,000円、1人ですね。これは500メートルの距離を4回運転できると。2回目から5回目は少し安くなって3万円、それを5回目まで行いますと、今度グレードアップと言いますかバージョンアップで、機関車2両をつないで運転できる、そういった重連走行ができると。そちらのほうも金額設定がありまして、さらにそれも経験すると今度は3両つないで三重連で運転できると、そういったステップアップしていきまして、リピーターも飽きない内容となっているレールパークでした。そこには現在、県から町に派遣されている県職員の方がレールパークの担当として頭を取って仕事をされてみえました。

この小坂レールパークは、小坂鉱山の鉱山鉄道としても運行されておりました小坂鉄道を、小坂町が小坂製錬株式会社から借り受け、それを駅舎の改修などの修復工事などをして整備をされたものです。また、こちらの小坂町では鉱山事務所など、明治の近代化産業遺産と、この旧小坂鉄道を核にした町の活性化に向けた取り組みをされてみえました。鉄道の歴史に関しましてはかなりの違いがあります。同じようなレールパークと

いうことは無理だとは思いますが、この見てきた取り組みなど、またいろいろ参考にして今後の飛騨市にもいろいろと提言していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは本題の質問ですけれども、一つ目ですが、旧奥飛騨温泉口レールパークの整備は、ということです。

2年前、平成24年12月の一般質問で、私が旧奥飛騨温泉口のレールパーク構想について質問しております。そのときは東京ディズニーランド、オリエンタルランドを例にしまして、常にテーマパークは改善をしていくことが必要だということで質問いたしました。そのときの市長からは、「奥飛騨温泉口駅周辺を整備する上で、列車の展示など希望があれば、相談に乗っていききたい」と、こういったような内容を答弁されておられます。それから今26年の12月ということで、ちょうど2年が過ぎております。NPOなどからも今後の構想、要望など上がってきていると思いますが、もう一度あらためて伺いしたいと思います。気動車や機関車を温泉口駅まで移動させ、展示などして活用していくことは、今の時点でどのように考えているのかお答えください。

2つ目ですが、レールマウンテンバイク溪谷コースの調査状況は、ということです。昨年は26,249人、今年は先ほども言いましたように33,001人と、乗車人数では毎年右肩上がりの状態です。これは夏休みなど休日に当たるときは、ほぼ満車状態での営業を続けた結果となっておりますが、現状の設備、車両では今後乗車人数を増やすのが難しい状況となっております。

今、8月から漆山の溪谷コース営業に向けて市のほうでは調査が行われております。これから冬期間に入るので、現地調査につきましてはほぼ終了していると思いますが、予定どおり進んでいる状況なのかどうなのでしょう。また、営業開始は平成27年の秋を予定していると以前説明がありました。運営主体のNPOはもちろん、観光業界などもこの「景色が良い区間の営業開始」これに期待をされてみえます。観光促進のためには、事前の広報活動やPR活動の準備期間も必要となります。また、車両の準備や環境整備など開業に向けた準備期間も必要になります。27年の春には北陸新幹線の開業、27年の秋にはレールマウンテンバイク漆山の溪谷コースの開業とテンがよく続くように今感じておりますが、この予定に関しましては予定どおりで変更ないということでしょうか。よろしくお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それではレールパーク構想の進展について、順次お答えをさせていただきます。

レールマウンテンバイクにつきましては、昨年を7千人近くも上回る3万3千人のお客様をお迎えされたというふうにお聞きしております。今年の営業を終了されました。

テレビなど多くのメディアに取り上げていただいた効果もあり、事業開始以降、右肩上がりの入込が続いています。また、海外からのお客様も昨年の約200人から500人以上にまで伸びている状況であり、市といたしましても、これまでも度々申し上げているとおり、貴重な観光資源として認識しており、でき得る範囲で協力していきたいと思っております。

1点目のご質問、奥飛騨温泉口駅周辺のレールパーク構想につきましては、今年の11月にもNPO神岡・町づくりネットワークより、機関車および気動車の展示にかかる要望が寄せられているところでございます。市の一つの観光資源として、また、レールマウンテンバイクにお越しになるお客様に対する魅力向上を図るため、市としましても前向きに検討を進めているところです。課題となるのは、保管してある旧神岡鉾山前駅から旧奥飛騨温泉口駅への移設に係る方法と費用ですが、現在、関係事業者へ照会するなど検討作業を進めているところでございますので、結論が出るまで今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

2点目のレールマウンテンバイク溪谷コースの調査状況についてですが、新たなコースである溪谷コースの整備に関しては、ご案内のとおり、平成25年度の調査結果を受け、本年6月に整備費用などを予算補正いたしました。同時期に落石対策について有識者に現地確認をしていただき、必要な対策について調査を行っているところです。当初は11月末までに調査結果の報告が示される予定でしたが、8月以降の大雨による災害により、受託事業者にも応援の協力要請を行ったため工期が延び、最終的な調査結果は年末に示されることとなりました。現時点では、新たに落石防護柵の設置の必要性が指摘されている箇所が出ており、その工法などの検証作業を進めているところです。営業開始時期に関しましては、今回の調査結果を受け、NPO神岡・町づくりネットワークにも相談しながら判断していきたいと考えていますし、議会へも適宜、報告させていただきたいと思っておりますのでご理解をお願い申し上げます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○1番（前川文博）

非常に良い答弁だったのかなと今思っておりますが、ちょっとはつきりとされていない部分があるので確認をしたいのですけれども、1つ目のレールパーク構想のほうの機関車、気動車の移設の話ですけれども、観光資源となるので前向きに検討するということでした。今、その移設の方法とか費用、そういったことの問い合わせ中だということですが、そういうのを聞いて移設するということによろしいのでしょうか、どうなんですか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えをさせていただきます。当初は、現在の軌道敷、レールを使いまして移動をしたかどうかというようなことで検討をさせていただいたわけですが、当レールにつきましては長い間、車両の運搬と言いますか運送が行われていないということで、

現在専門事業者に動かすことができるのかどうなのかというような判断をお願いしている途中でございます。もしレールの上を走らせることが危険だということになりましたら、いったん吊り上げまして道路におろしまして、車両等で運ばなければいけないということでございますが、こうしたことも含めてどういうことが可能なのかということ进行调查をしている最中でありますので、市の方針としましては先ほど部長が申し上げましたように、できるだけことはしたいという思いは持っていますが、現在のところ、どういうふうにやったらいいかという結論が出ていないということでございます。

○1 番（前川文博）

分かりました。前向きに持って行こうということですので、ぜひ何らかの方法でできることをやっていただいて、私も2年前からお話をしておりますので、よろしくお願いします。

それから2点目のほうですが、こちらのほうも今落石防護柵の工法などがあるということで開始時期を協議という話でしたが、実際のところ27年の秋ということの予定はそのままいいのですか。これ、延びるような予定があるとか、そのへんのめどもまだ全然ないということですか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

このことにつきましては、先ほど部長が答弁で申し上げましたように、現地の調査をしていただきましたところ、現地の状況が思ったより悪いということでもあります。落石の危険性が高いということでもあります。現在、コンサルのほうで山の中に入っていて、浮石の調査をほぼ終了させていただきました。これを受けまして、どのような対応策が必要なのかというようなことの工法の検討に入っているというふうに伺っております。したがって、27年の秋ということにつきましては、この結果が出てからどのようにすべきかということ判断すべきであって、現段階では白紙ということをお願いをしたいと思います。

○1 番（前川文博）

今の白紙という意味は、27年の秋の開業については白紙ということであって、こちらの開業に向けたことについて白紙ということではないですね。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

先ほども申し上げましたように、コンサルからの最終報告が提出されていません。年末でないと出てこないというふうに聞いていますので、この結果を受けまして最終的にどうすべきかというようなことを判断したいというふうに思っています。当然、議会のほうにも相談をさせていただきますし、NPO団体につきましても話をしなければいけないということもございますが、ただ、くどいようですが、現地の状況につきましては当初予想したよりも山の状況が悪い、浮石が多いという状況にあるということは、コンサルのほうからの報告を受けております。

○1 番（前川文博）

分かりました。もうすぐ調査結果が出てくるということですので、またその内容を見ていただいて、ぜひ良い方向に動くような進め方をお願いしたいと思います。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。新神岡図書館の計画について、ということで質問いたします。

新神岡図書館の設備・蔵書の計画は、ということですが、現在、神岡振興事務所が耐震工事をしなければいけないということで、それに伴い神岡図書館が現在の神岡振興事務所の1階に移転して、平成28年の春開館予定となっております。現在は飛騨市図書館と設備の違いも大きいですし、蔵書の数も差が大きい状態です。

最近発行されました飛騨市図書館だより12月号がありましたので、その中を見ました。この中に新しい本が載っております。中の数を数えてみますと、飛騨市図書館のほうは子供向けも含めまして242冊、神岡図書館は同じく子供向けを入れまして98冊、飛騨市図書館の対40%となっております。また、雑誌につきましては、図書館にある雑誌リストという紙が置いてありましたので、そちらのほうで数えますと飛騨市図書館には80種類の雑誌がありますが、神岡図書館には16種類で、飛騨市図書館の20%しか本が入っておりません。その雑誌リストの一番上には、雑誌のバックナンバーはすべて貸出予約、取り寄せができますと書いてありますが、新刊については神岡図書館のほうでは見ることができない状況となっております。今後、移転した場合、当然面積は広がりますので、本の蔵書計画はどのように考えておられるのでしょうか。

それからですね、先日、高校生のテスト期間中に図書館のほうに行きました。2階の学習スペースは、普通の会議用の長テーブルが7台、それぞれ3脚の椅子があり、21人が座れるようになっております。しかし、教科書や問題集、ノートなど広げると10人も座ればいっぱいになり、利用できなくて帰る生徒や、濃飛バスに乗って飛騨市図書館まで向かった高校生もおりました。

図書館へ来て勉強する理由を聞いてみたところ、家とは違う環境のほうが勉強に集中できると、この意見は皆さん持っておられまして、静かな環境で集中できるからという意見もございました。多少音がしても気にならないという意見もありました。その中で話をもっと聞いておきますと、飛騨市図書館を利用したことがある高校生も数多く来ていまして、そういった利用者の高校生は、飛騨市図書館と同じような設備ができることを期待しております。

前回の9月議会るとき、ちょうど9月のテスト期間中ということで図書館の閉館日と議会が重なっておりまして、そのとき西庁舎のエントランスや、2階の飲食スペースを利用している高校生の姿がありました。中嶋議員が委員会の中で、何とかテスト期間中の開放ができないのかということで聞いたところ、現在は2階の学習スペースについては、使用が可能になっている状態と聞いております。新しくできる神岡図書館もこういった休館日に、テスト期間中であれば学習ができるようなスペースや、飛騨市図書館ま

での静寂さ、静かさは必要ないと思いますが、集中して学習ができるようなスペース、部屋は考えてみえるのでしょうか。

もう一つですが、平日の１７時、閉館近くにいたときですが、仕事帰りの方が慌ただしく寄っていかれました。飛騨市図書館みたいに午後８時まで開館してほしいが、無理ならせめて７時とか６時まで開けてほしいとの意見がありました。また別の方は、８月に行われた神岡図書館の今後のアンケートですかね、そちらのほうで午後８時までの延長を希望ということで書いて出したということと言われました。こういったアンケートを取られてみえますので、そういったアンケート結果を踏まえまして、新しい神岡図書館の開館時間など飛騨市図書館と同じになるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、前川議員のご質問に回答させていただきます。新図書館の計画について、ということでございます。

今ほどご質問がありましたように、中まで詳細にはお答えできないかもしれませんが、その辺りはただいま検討中ということでご容赦願いたいと思います。

それでは、今回整備予定の飛騨市神岡図書館については方向性、蔵書数、設備などの検討を行うため、アンケート調査、図書ボランティア団体、図書館司書などを含みます関係者での検討会、近隣市などの図書館、こちらの見学を行ったところでございます。

方向性としまして、分野的に特色を持つ図書館とはせず、多くの方に気軽に利用していただける、ごく一般的な図書館と考えております。

蔵書につきましては、分類選別により、児童書から一般向け図書を含み３万冊ほどを想定し、現在の神岡図書館とほぼ同数での開館を予定しております。図書館の中には開架コーナー、閲覧コーナーでございますが、児童、一般、東京大学の研究施設に関連いたしました神岡科学図書コーナー、郷土資料コーナーなどのコーナー、学習、情報収集などに対応しますＡＶ、ＤＶＤなどの視聴コーナー、先ほどご質問にありました自主勉強のための学習コーナーを設け、ボランティア活動や乳幼児を持つ親御さんの対応としまして多目的コーナーの設置、授乳室、こちらの整備も必要と考えております。

また、休憩コーナーを設けまして、新聞数、定期発行雑誌の購入数を増やし充実を図ることで、立ち寄りの場、憩いの場の提供を図る予定を計画しております。

今の段階で検討中の整備の概要は以上であります。地域より期待をされております図書館であることから、細部の調整を詰めながら、利用者皆さまから好評が得られる図書館を目指していきたいと考えております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○1 番（前川文博）

今、そのアンケートを基にボランティア団体などと検討中ということでした。今の最初にありました新刊の本の数、雑誌の数かなり違うということを今言わせていただいたのですが、新しい図書館のほうでは同じまではいけないにしても、せめて半分以上とか、それぐらいの数になるという期待はしておいてもよろしいのでしょうか。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただ今、神岡の図書館につきましては3万3千冊ほどを収蔵しております。この本につきましては、当然新しいもの、古いものもございます。それを一度2万7千冊ほどにまで整理いたしまして、その後3千冊ほどの新冊を購入したいというふうに考えております。

また、スペース的にはおそらく3万5千冊ほどの収蔵は可能となりますので、それは順次拡充、充実という形でスペースとして検討をしているところでございます。

○1 番（前川文博）

最初にまだ検討中ということで、ざっくりとしたという話もありましたので、今3万3千のうち6千冊を削って、3千入れると。まだそれより5千冊くらいは入れられるということでしたので、そのへんをあまり違いのないように、新しいのも順次入れていたきたいというふうに思います。

それとですね、先ほど学習スペース、自主勉強のコーナーは造るという話だったのですけれども、6月の耐震工事の事前の説明会のときに見た図面ですけれども、1階の今の振興事務所のホールですか、あそこに確か机を窓側に造るか、どこかに造るという感じだったのですけれども、今の飛騨市図書館の場合ですと1階と2階に分かれているという関係で、今2階のほうは休館日も開放できるということを聞きました。でも、今度1階の同じフロアの中にある所にその自主勉強スペースがあると、休館日には入らせてもらえないと思うのです。そういったことについては、どのようにお考えですか。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

今ほどのご質問でございますが、まず学習コーナーにつきましては個別の照明と仕切り版、これを入れるように今計画のほうはしております。また、こちらの図書館のほうでも今、月曜日、こちら休館日になっておりますが、月曜日の夕方、夜でも一部スペースは利用できるように職員が張り付いて対応しております。それと同様の対応ができないかということを今、内部では検討しております。以上でございます。

○1 番（前川文博）

そうですね、こちらのほうも今検討していただいてみえるということですので、ぜひ同じような対応をしていただくようお願いしたいと思います。先ほども、神岡図書館がいっぱいで飛騨市図書館まで向かった生徒もいるのですが、そうすると濃飛バスですと普通に買うと1,000円いりますし、休みの日のバスですと往復500円のときもあります。そういったものもかかりますので、せっかく神岡にありますので、そこが

使えるようなやり方をまた考えていただきたいと思います。

それともう１点、一番最後にアンケートの中で８時までやってほしいという話があったのですが、その開館時間については、新しくオープンするときには飛騨市図書館と合わせるということは考えてみえますか。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

開館時間につきましては、ただいま神岡につきましては火曜日から日曜日まで午前９時から午後５時までということで開館をしております。新しく移動します図書館については、まだ状況がつかめないというか、そこまでの想定はできません。したがって、私ども当初については今の９時～７時で開館をしながら、その後状況を見て変更できるものではないかというふうに考えております。

こちらの飛騨市図書館につきましても、今と同じようにスタートした段階で皆さまからのご意見を頂きながら開館時間を変更しておりますので、その辺りは柔軟に対応できるものと考えております。

○１番（前川文博）

現状の体制でとりあえずオープンに向かうということで、分かりました。アンケートの中でも８時までと書かれた方もみえますので、また今後もしろいろと意見徴収されると思います。そういったところで聞いて対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは３つ目ですけれども、旅費に関する条例の車賃は適正金額か、ということで質問させていただきます。車賃１キロメートル２０円は適正か、ということですが、飛騨市職員等の旅費に関する条例の第１４条に、車賃の額は１キロメートルにつき２０円となっております。これは、合併当時からの金額のままでなっていると思います。その間にガソリン価格は９０円台、１００円台から一時１８０円台まで上がりました。現在は１５０円台で、今原油価格は値下がりしておりますが円安ということで、微妙な動きをしながら若干安くなっております。しかし、以前のこの２０円の単価などを決めたときから比べれば、高い価格帯であることには違いないと思っております。

車に関しましても、以前に比べれば燃費も良くなっておりますが、このガソリン代、オイル代はやはり１０年前に比べますと１．５倍程度に上がっております。今議会に通勤手当の改正案が出ておりますが、旅費の部分については何もあがっておりません。飛騨市の職員の出張は公用車を使用するため、この規定を使って自家用車で行くということはないのですが、飛騨市内の各種団体や企業では業務車両の使用が少なく、個人の車を使っている所もあり、そういった所は何を参考にするかといったら、この市の条例を参考にしている所も企業や団体であります。こういった条例というのは、飛騨市で作ったものは飛騨市内の企業とか団体の見本的なものにもなっていると考えております。今まで長期間見直しをされておられません。今の通勤手当みたいに定期的に見直し、検討していくことは考えられませんか。お願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは３点目の車賃１キロメートル２０円は適正か、についてお答えさせていただきます。

はじめに、旅費に関する条例で定めている車賃は、出張に伴い鉄道以外の陸路で旅行した場合には定額により実費を支給できるものであります。なお、公務上の必要や天災その他やむを得ない事情による場合は、１キロメートル当たりで計算する額を超えて実費を支給できるものです。

次に、自家用車を出張に利用するためには、職員の自家用車により出張する場合に関する取扱規定を定めており、１点目は災害の発生などにより緊急用務を要する場合、２点目といたしましては公務に必要な書類などが多いとき、または出張の目的地または用務先が多いときなど、通常交通機関を利用しては公務の能率が著しく低下する場合で自家用車を使用することが客観的に妥当と認められる場合、３点目といたしましては市でございますけれども、市有自動車の運行との関係上旅行命令権者が必要と認めた場合に限定している状況でございます。

また、運転免許、運転者の心身の状況、保険の加入程度により、安全性を確保するために使用の制限を与えております。

出張における交通手段の現状を申し上げますと、公共交通機関や公用車による出張を命じており、職員の安全性を考慮し積極的な自家用車の使用は行っておりません。

当市の車賃の決定に至る経緯といたしまして、先ほど議員が述べられましたように合併前の古川町が１８円、神岡町が２０円、河合村が１８円、宮川村が３０円であったものを、合併調整により２０円としております。この調整に際しましては、古川町の例によるとされており、当時の古川町では燃料使用量やエンジンオイル、タイヤ、その他の消耗品などを計算し、１キロメートル当たりの単価を導き出し単価を設定しておりましたもので、現在はそれに基づくものであり適正と考えております。

前述しましたように、基本的には公共交通や公用車による出張を命じており、自家用車利用は限りなく少なく、また、道路網や公共交通機関の発達により出張時間の短縮が図られ、車両が不足するという事態は極めて少ないことから、単価の見直しの必要性は極めて低いものと考えております。

なお、今回上程しております通勤手当の改正は、人事院勧告に基づく民間比較による職員手当の改正であり、毎日の通勤に要する費用を手当するものと出張による旅費の車賃とは目的が異なるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○1 番（前川文博）

今、適正ということでは言っていましたので、適正なら適正でいいと思います。合併のときの調整で計算された20円ということでした。確かに私も言いましたが、市の職員の出張では使っておりませんが、やはりこういう市の規定とかそういったものというのは、参考にしている所も結構あると思うのです。例えば指定管理者、三セクもそうかもしれませんが、そういった所で払おうとした場合に、本当は30円払いたいんだけれども市の規定が20円だから20円を上限にしようかということもあり得るものですから、例えば10年前に20円であって、今計算したら本当は25円かもしれないかというところの目安になるという部分で、また考えていただきたいという思いで今回これをさせていただきましたので、また今後あまり価格が変わるようでしたら、またお話しするかもしれませんが、今回適正ということを知りましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

〔1 番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時といたします。

（ 休憩 午後2時44分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に10番、森下真次君。

〔10 番 森下真次 登壇〕

○10 番（森下真次）

議長のお許しをいただきました。早速、質問に入らせていただきます。私は3点について伺いをしたいと思っております。まず1点目でありますが、ふるさとを好きになる子ども育成のために、という質問をさせていただきます。

先の全員協議会で、市の長期財政見通しの説明がありました。財政が厳しくなるとの見通しは変わらず、平成29年度からは形式収支は赤字となります。いろいろな原因はあるものの、人口減少も大きくかわることは皆さんご承知のとおりであります。

この見通しの中で人口の推移は平成30年度には約23,600人となり、合併時に比較すると約7,000人が減少すると見込まれています。現在と同じようなペースで、毎年400人前後の人口が減少するということになり、誠に残念な思いです。

また、昨年10月にまとめられました市民アンケートの中において「これからも飛騨市に住み続けたいと思いますか」の問いに対して、14.3%の方が市を離れるとの回

答をされています。その理由の中で気象が合わない、寒さ、雪などが24%と高くなっていますが、この地域に住む以上、寒さ、雪からはどうしても逃れることはできません。自然が豊かで、四季をはっきり感じるができる良い地域とは思いますが、厳しい生活環境であると言わざるを得ません。いずれにいたしましても、今後、人口減少は避けられないと考えなければなりません。

同アンケートにおいて「飛騨市は住みやすい町だとおもいますか」の問いがあり、これに対して、83.2%の方が「まあ住みやすい」と回答されています。これに対する分析はされていませんが、私はこの方たちは飛騨市が、この地域が好きの人であると理解します。

私はふるさとを好きになれば、まちから離れることは減少すると確信しています。今、市では人口減少を食い止めるため、Iターン・Uターン者の獲得に努力されていますが、こういう方に一番の魅力は、生活するための基本的な条件が満たされていることはもちろんであります。地域を愛する人が楽しく生活する姿だと思っています。それは人と人の付き合い、人と自然のふれあい、人と受け継がれた文化の融合かもしれませんが、とにかく人が地域で楽しく輝いて生きている姿だと思います。

このように考えるとき、市内小中学校の教育の方針「ふるさとを愛し たくましく生きる力を育む教育」、また「飛騨市の自然、歴史、人、文化に親しむ教育活動に取り組み、ふるさと飛騨市を愛する心を育てます」と重点の一つに掲げ、教育を進められている学校教育に期待を寄せています。このことが児童、生徒に大きな影響を与え、人口減少に歯止めをかけるのではと期待しています。教育委員会では、人口減を意識して方針や重点を定められたわけではなく、大きな教育という枠の中での考えであると理解しています。

各家庭においては、ふるさとを愛する教育ということを特別意識しなくても普段の生活の中で行われているものと認識しています。また、各地域の祭やイベント、各団体・組織で行われる事業の中でも進められていることは間違いありません。市内全域のさまざまな活動の中で着々と進んでいると思っています。

今回、今述べたようなことを思いながら、学校教育において、この方針、重点に沿った事業がどのように推進されているのか、3点について伺います。

1点目、学校支援者活用事業などの現況であります。ふるさとを愛する心の育成、ふるさとを愛する健やかな身体の育成に向かって、学校支援者活用事業、小中学校野外活動補助事業、運動部活動等外部指導者活用促進事業などが行われています。児童、生徒は其中でどのように地域を知り、どのような形で地域の人と触れ合っているのか。

2点目、学校の成果および児童、生徒の反応。これらの事業により、学校ではどのような成果を上げられているのか。教育委員会事務点検評価結果を頂きましたが、詳細に触れてみえませんが質問いたします。また、児童、生徒は教員ではなく、地域の人から学ぶことになると思いますが、その反応はどのようなものなのか。

3点目、今後の展開。地域を知り、地域の人から学ぶことは大いに進めてほしいと思っています。今後も事業を継続し、さらにふるさとを愛する子供たちが増え続けることを期待していますが、今後の考え方を伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

飛騨市小中学校の教育の方針「ふるさとを愛し たくましく生きる力を育む教育の推進が、今後の人口減少に歯止めをかけることにつながってほしい」という議員の熱い願いを受け止め、ふるさと意識を育む教育の現状と今後の方向についての3点のご質問に答弁をさせていただきます。

それでは1点目のご質問、学校における地域人材を活用しての諸事業についてお答えします。その1つ目、学校支援者活用事業、これは学習内容から考えて地域人材を導入することが児童生徒により本物の学び、より深まりのある学びをさせることにつながるという思いから、地域の方々に学習支援者としての講師をお願いしているものです。

本年度は、これまでに小学校66名、中学校31名、計97名の地域の方々に指導していただいておりますが、子供たちは、地域の中で専門的な知識や技能を有した、すなわち地域人材としての支援者との関わりを通して、地域のよさや人々の生き方を理解し、そこに住む一人の人間としての考えを深めています。

二つ目、小中学校野外活動補助事業につきましては、スキーリフト券補助が内容ですが、昨年度の利用実績は、市内全児童生徒数の約半数の1,011人でした。かつてと比べて、スキー人口が著しく減少している現状においてであっても、雪国飛騨を象徴する冬のスポーツとしてのスキーをより多くの子供たちが体験して、その楽しさを味わい、それが「ふるさと飛騨を愛する心をもつ」ことにつながればと願っています。

三つ目、中学校の運動部活動等外部指導者活用促進事業ですが、本年度は、外部指導者として委嘱した古川中学校14名、神岡中学校11名、山之村中学校2名、計27名の方々が学校の部活動方針および計画に基づいて、顧問とともに技能向上や健全育成の指導に取り組んでいただいております。生徒たちは県大会等の上位大会に進出したり、各種コンクールですばらしい発表をしたりと、特に技能面の向上による成果を十分に発揮しています。また、顧問である教師自身も、外部指導者から専門的な知識や技能を学び、指導力を向上させています。ふるさとの中でふるさとの人の熱い指導と応援のもとに精一杯の力を発揮して成果を出すこと、私は、これもふるさと意識を育てることにつながるのだと考えております。

2点目のご質問、ふるさと教育に関わっての学校としての成果および児童生徒の反応について答弁いたします。まず、成果の証しと考えたい評価として、昨年度、ふるさと教育を推進し他の模範となるような顕著な活動や取り組みを実践している学校を表彰す

る「岐阜県ふるさと教育表彰」、これは平成19年から始まっておりますが、その表彰において河合小学校と山之村小中学校が優秀校、古川西小学校が奨励賞を受賞したことが挙げられます。県内の小中学校で優秀賞は20校、飛騨地区では3校の中での飛騨市が2校ですから、誇れる成果であるというふうに考えております。

また、テレビ、新聞、多くのマスコミに取り上げていただきましたが、先週の4日に河合小学校を会場に、河合小学校、宮川小学校、山之村小学校の小規模3校による「ふるさとサミット」が開催されました。それぞれの学校が地域の方々から学び、継承しようとしている伝統芸能を発表し、自分たちが未来へ残してつないでいく文化の担い手であることを、互いに学び確かめ合う新たな取り組みの始まりは、これまでの成果の大きな発展的事業であるというふうに捉えています。

また、中学校ではキャリア教育の一環として2年生を対象に職場体験や職業講話が実施され、市内のさまざまな職種の方々から将来の生き方について学び、進路選択をする上での認識を深めています。

先般、宮川小学校では、三川原用水を見学しました。その際、地域の方から用水ができるまでの人々の苦労や、今も用水の取り入れ口がつまらないように、手入れをしながら守ってみえる方がいることをと初めて知った児童が、「私はまだ子供だけど、今の環境をもっと良くしたり、みんなが暮らしやすくなるような未来のこともしっかり考えて行動したい」と、感想を述べています。

これは、たった一人の児童の感想ですが、各学校のさまざまなふるさと学習を通して同じように、ふるさとの良さを知るだけにとどまらず、ふるさとの未来や自分のあり方を考える児童生徒が増えていることは確かです。

3点目、今後のふるさと学習のあり方についての考え、願いを述べさせていただきます。学校では、今後も地域から学び、地域を知る活動に力を入れていきますが、子供たちがその学びからの発想をもとに、地域に思いや願いを発信し、貢献していく力をより身に付けさせなければならないと考えます。すなわち、体験して終わりではなくて「自分は地域のために、今、何ができるのか」を考えて実行できることこそ、将来の地域を担う人材としての心づくりであると考えます。

そのためにも、地域の自然や文化と関わらせることは極めて重要ですが、それ以上に「その自然や文化をかたくなに守ろうと努力されている人の生き様にふれさせること」、これが大切だと考えます。地域のために貢献する精一杯の姿をどれだけ見せることができるか、今後のふるさとに対する気持ちのありようを大きく左右することだと考えます。

最後に、私の持論ですが、日本の子供たちの自尊感情の低さが指摘される中で、自分のふるさとには誇れるものがあるという思いは、自尊感情につながる意識だと考えます。有名なものがそこにあるかどうかではなくて、そこにある当たり前のものの価値に気付くこと、そこで精一杯生活する人々の生き方の価値に気付くこと、ここにふるさと学習の大きな意味があることを認識し、教育委員会としての支援に努めていく所存です。以

上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○10番（森下真次）

ただいま教育長から、大変力強い成果を聞かせていただきました。このふるさと学習、今後もしっかり続けていただきまして、ふるさとを愛する子供たちが増えて、ますます飛騨市が栄えていくことを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、北陸新幹線開業を目前に控えて、ということで質問をさせていただきます。

27年3月14日、いよいよ待望の北陸新幹線、東京～金沢間約460キロメートルが開業となり、富山～東京間が2時間8分で結ばれると報道されています。この新幹線は最終的に東京～大阪間を結ぶ延長約700キロメートルが計画されており、現在この完成に向けて金沢～敦賀間が24年6月より認可を受け工事に着手されています。最終的には関西方面との時間短縮もできることになり、早期開業に期待しています。

平成20年7月、東海北陸自動車道も全線開通し、中京圏を中心として多くの方が北陸方面へ出かけていただくようになりました。今回の開業により、さらに関東方面の方に短い時間で来ていただけることとなります。このチャンスを絶対に生かさなければなりません。

飛騨市の観光を後押しする大きな力とし、伸び悩んでいる入込客を増加につなげなければなりません。開業まで約3カ月となりましたが、各地域との連携状況、そして気持ちよく観光してもらうための体制について伺います。なお、小項目の3～5につきましては、宮川町の現状を打ち破りたいという強い思いを込めて質問いたします。

1点目、富山市および飛騨地域3市1村との連携による誘客策は、であります。市が独自で誘客策を図ることはもちろんであります。隣接する地域と連携をとり地域の魅力を互いに高め、またつながりを持つことで観光コースの幅を広げることは、宿泊する機会を増やすことにもつながり、その効果は大いに期待されるところです。そこで伺いますが、隣接する富山市および飛騨地域3市1村との連携はしっかりできているのでしょうか。また、誘客策は整っているのでしょうか。

2点目、素早い対応。現段階ではいろいろなことを想定し、それに対して対策や計画を立てるなどの準備が進められています。しかし、実際に開業しなければ本当の姿が見えないことは言うまでもありません。想定したとおりの動きが展開され、思うような結果を得ることができればいいわけですが、現実はなかなか厳しいと考えます。そこで、開業後の状況を分析し、素早く対応することの必要性を強く感じていますが、体制は十分なのか。

3点目、環境整備の必要性。飛騨市は山国で人口減少という大きな課題を抱えています。さらに面積も広く、外の人から見れば、なかなか隅々まで気配りすることは難しいと思われがちです。宮川町にあっては、まさしくこの状態が顕著になっています。ボランティアで国道等の草刈り、空き缶・ゴミ拾いを行ってききましたが、人口減や高齢化が

進み、難しくなっています。さらに町の最も重要な生活道路である国道360号は、改良を進めていただき、その効果が表れ、私たちの生活が便利になっている反面、交通事故が増え、こういった作業に危険を伴うことになりボランティア活動を難しくしています。

道路の草刈りについては、2回以上行わなければ道路内に草が入り込み、景観だけではなく通行の安全性へも影響が出ます。道路の草刈り等の環境整備を行い、小さい町ではあるが、隅々まで心配りがしてある地域として魅力を発信できないかと考えます。

現在は、古川土木事務所が厳しい予算の中で草刈りを実施されていますが、回数を増やしていただく、また地域住民の協力を得ることにより今以上に整備を行い、魅力を感じてもらえるような環境作りができないか。

4点目、各家に花を。市を訪れる観光客に市の持ち味を気持ちよく味わってもらい、再び訪れてもらうことはとても大切なことであります。私は以前、ヨーロッパに行く機会があり、その時に各家に花が飾られ、特に2階に飾られていたものは目に付き、今でも思い出します。日本とヨーロッパでは家の造りが違うため、2階に飾ることがいいのか分かりませんが、とにかく各家でプランターなどの花を飾り、観光客の目を楽しめたり、心を和ませたりするようなことができないかと思えます。

宮川町の道路、JR沿いでは、四季は十分感じていただけたと思いますが、さらに、あるテーマに沿って各家に花を飾ることは、町に新しい魅力を創造することができるのではと考えます。今、述べたようなことを町単位またはそれより小さい単位でまとまり実施する場合に、市は支援することができないか。

5点目、3湿原回廊の活用。^{あもう}天生県立自然公園と三湿原回廊は、市が自慢できる観光資源であります。岐阜の宝もの認定プロジェクトにおいて、平成20年8月には「じまんの原石」に選定、平成22年2月には「明日の宝もの」に、そして平成23年10月には「岐阜の宝もの」に認定されました。

宝ものに認定されることが目的ではなく、これをいかに活用するかが重要なことです。もっと多くの人に訪れてもらい、その魅力に触れてもらいたいと考えます。^{ふかどう}深洞湿原については、以前山下議員より質問がなされ、市は湿原保全の観点から制限無く入山者を増やすことより、当面のまま進めたいと答弁されています。

この湿原に限らず自然については、私自身、しっかり守らなければならないと考えますが、望ましいのは保護しながら大いに活用するという姿ではないかと思えます。^{あもう}天生県立自然公園は、まさにその姿ではないでしょうか。三湿原とも保護する体制を確立し、積極的に売り込むべき必要性を感じていますが、どのように考えるのか。以上5点についてお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、北陸新幹線開業を目前に控えてということで、森下議員より5点のご質問がございましたので、順次お答えをさせていただきます。

1点目、富山市および飛騨地域3市1村との連携による誘客策は、についてですが、去る12月4日で北陸新幹線は開業100日前に迫りました。沿線自治体はさておき、富山市に隣接の飛騨市は、この開業を新たな顧客獲得と誘客に結び付けなければならないことは言うまでもありません。

ご案内のとおり飛騨市、高山市、下呂市、白川村で構成する飛騨地域観光協議会と岐阜県は、今年度と来年度の2カ年、北陸新幹線特別対策事業を展開しています。

まず、旅行商品の造成ではJR東日本とタイアップした「びゅうパンフレット」が10月から首都圏の旅行販売店、びゅうの店頭に並び、先週行った新宿駅と上野駅の首都圏キャラバンでは、準備したPRグッズ2,000セットを配布したところ多くのお客様より問合せをいただきました。びゅうの「飛騨」旅行商品は、来年度上半期からレギュラーパンフレットとして通年販売されます。

また、JTBでも旅行商品の造成が進んでおり、今月21日に旅行事業本部観光戦略室の幹部社員が古川町に来市され、飛騨とらふぐ料理と酒蔵巡りの現地コース確認、それから観光課、観光協会との企画会議を予定しております。

次に、首都圏プロモーションでは、9月に有明ビックサイトで開催されたツーリズムエキスポジャパンにブースを出展し、来場された15万人に「飛騨」をPRしました。エキスポへの来場者は、入場料金を払ってでも旅行に出かけたい方々や目的を持って旅行先を決めたい方々であり、こうした需要の高い潜在旅行客に確実にPRを行うことが非常に有効であると感触を得ました。

また、メディア対策としてはすでに「旅の鉄道」11月号で北陸新幹線に絡めた「奥飛騨～神岡～白川郷・縦断バスの旅」と「高山本線で行く飛騨古川～高山～下呂温泉」が22ページにわたり取材掲載され、「旅ウォーカー」と「旅行読売」12月号に記事露出したほか、今後も「旅の手帖」3月号で特集記事4ページの掲載、2月発行「じゃらん」、3月発行「るるぶ」、3月発行「ノジュール」、2月発行「首都圏ぴあ」の全国誌に集中的にメディア露出を行います。

テレビ番組の放映では、すでに朝日放送系の全国放送で「クローズアップ特集番組」が放送されたほか、BS-TVの「美しい日本に出会う旅・秋香る飛騨路」で飛騨古川が放送されました。

これら26年度は開業前のPR事業が主体ですが、開業後の27年度事業計画では周遊ツアーの造成として金沢イン・松本アウトの東西横軸周遊や、富山イン・名古屋アウトの南北縦軸周遊商品の造成と販売が主流となります。このことについてJR東海の柘植社長も「北陸と東海を周遊してもらえる観光誘客が柱になる」旨のコメントがあり、JR各社の連携を大いに期待しているところでございます。

また、ネクスコ中日本と連携した宿泊プラスETC高速料金割引セットプラン「ドラ旅パック」の販売、富山市から提案のあったタクシーを使った旅タクプランを実現できるように下準備を進めております。

広告、宣伝では、出発地となる首都圏主要駅と着地となる富山駅、金沢駅でのポスター掲出と北陸新幹線車内広告のほか、路線バスの旅などテレビ番組にも取り上げてもらえるよう関係機関に対して企画、提案を行ってまいります。

このように富山市や飛騨地域3市1村との連携をとりながら引き続き誘客に努めていく所存ですが、飛騨市単独事業としても今年6月に上野公園で行った「雪」を活用した首都圏キャンペーンを来年度も計画し、飛騨市ならではの独自性もPRして誘客に努めたいと考えております。

2点目、素早い対応についてですが、議員ご指摘のように新幹線開業が飛騨市誘客への大きな流れとなるのか、巷で言われている終着地、金沢の一人勝ちになるのかは予想がつかないのが現状です。

今回、開業100日前の首都圏キャラバンを実行できたのは、JR東日本・北陸営業センターの方の尽力によるものですが、この方曰く、全国に知られている飛騨高山や世界遺産登録20周年を迎える白川郷ばかりでなく、勇壮な古川祭・起し太鼓、鯉が泳ぐ瀬戸川、極端に観光ズレしていない生活感のある古い街並み、こも豆腐づくり体験などを見聞きされ「こうした場所へ周遊できたり、目的地として求める首都圏在住の旅行潜在客は必ずあるので、地元ではこんなことは旅行商品にはならないだろうと思っている些細なことでも、あらゆる魅力発信が不可欠である」とアドバイスをいただきました。

これからもこうしたキーマンとの関係を大切にしながら最新の情報と的確なアドバイスを得て、相手の顔を見ながら説明ができる商談会やツーリズムエキスポジャパンなどのキャンペーンに積極的に参加して、顧客から求められた項目に対しては素早い対応ができる体制を取らなければならないといけないと考えております。

3点目の環境整備の必要性についてですが、国道360号沿線の皆さまには日頃、道路の草刈りや清掃などのボランティア活動を積極的に行っていていただき、感謝を申し上げます。

また、観光協会宮川支部では巢之内から小谷間を宮川街道整備として、アジサイ植栽、草刈り、苗の捕植を長年にわたって行っていていただき、開花を迎える6月からは富山と飛騨を往来する方々の目を楽しませています。

こうした中、昨年、宮川町区長会より国道の環境整備について道路管理者の岐阜県に要望が提出され、古川土木事務所からは危険な箇所、危険な作業は必要に応じて対応する旨の回答をいただきました。

豊かな自然を観光資源として首都圏の皆さまに喜ばれるようお迎えする立場の飛騨市なので、市は古川土木事務所に安全な通行のための維持作業の要望と、市の環境維持事業として不法投棄の回収パトロールを引き続き実施していきたいと考えております。

4点目、各家に花を、についてですが、宮川町アジサイ街道にはＪＲ高山線の気動車を写真撮影する「撮り鉄」ファンがたくさん来られます。また、絵手紙サークルや写真愛好者が飛騨市に来市され、野山の自然風景や街並みを画材とされていますが、北陸新幹線を利用して首都圏からの愛好者来訪も増えることが予想されます。

3点目の環境整備の必要性にも関連しますが、市では花飾り、花いっぱい運動の一環として春の花苗無償の配布、秋のチューリップ球根助成を希望地区に対して実施しています。今後も各家に花を飾ることや地域の公園に花を飾ることは、住民の方々の手によることなので極度の負担にならない範囲で継続していただくことが大切であり、そのことが首都圏をはじめ来訪していただく方々へのおもてなしにつながるものと考えております。

5点目、三湿原回廊の活用についてですが、岐阜の宝物三湿原回廊とそれ以外の飛騨市の森や野山もブラッシュし、北飛騨の森歩きを飛騨のフォレストリゾートとしてブランド化し、エコ・ツーリズムを推進していかねばならないと考えております。

来年度は、環境省の事業としてエコツーリズム推進計画を市として策定する中で北飛騨の森全体をつなげ、面としてまとめてブランド化することで滞在周遊型の観光交流を助長して、飛騨市全体の地域振興を図っていききたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

5点について質問をさせていただきました。北陸新幹線開業に向けて着々と準備が進められて、そしてその効果が表れているというふうに感じました。そして花については、そういったことにもというところであります。先ほど質問の中でも述べたのですが、テーマと言いましょうか、同じ花を飾るということもあるのでしょうか、飛騨市らしさが出るといえるような、そんなことができればいいのかなというふうに思います。ただし、それが私も何かは分かりませんが、今後また私なりに研究をさせていただいて、また提案ができればというふうに思っております。

最後の湿原回廊ですけれども、本当に大切な市の貴重な資源だと思っております。県の認定は受けているというところでもありますけれども、何とかこれを、現代の流れが自然の志向という部分もありますので、これがうまく乗って多くの方に来ていただけるようなふうになることを期待したいと思います。

そして新幹線が開業するわけですが、来ていただくばかりでなく、私どももその恩恵にあずかなければならないというふうに思っております。この新幹線開業に乗り遅れることなく、これにしっかり私たちも乗って、これが市の観光振興にぜひ活力を見出す原動力になることを期待して、次の質問に移ります。

最後、3点目ですけれども、スクールバスの目的外使用について伺います。宮川町では、全町民を対象としたイベントとして文化祭、町民運動会、親雪まつり、そして町民

はもちろんのこと町外からの方も対象とした、そばまつり、花火大会等が開催されています。それぞれ特色ある催し物として定着しています。これらのイベントに参加される地域の方は、公共交通機関を利用する、自分で車を運転する、家族に乘せてもらう、友達に乘せてもらうなどの方法により来場されています。

しかし、高齢化が進行し運転をやめられる方、また遠出を避けられる方もみられるようになり、会場まで移動することも難しくなっている現実があります。行きたくても行けない、来てほしいけど来てもらえない状況が存在します。町にはＪＲや巡回バスが通っていますが、時間が合わない、駅または停留所から会場までの距離があることなどにより、あまり利用されていません。

さて、市ではスクールバスの空き時間をコミュニティーバスとして活用し、地域住民の通院、通学、通勤に公共交通機関として足を確保していただいております。大変ありがたいことであります。先に述べました、町で開催されるイベントのほとんどは土曜日、日曜日の開催であり、コミュニティーバスとして土曜日運行もしていただいておりますが、一部地域の運行であり、また時間が合わないこともあって利用することは難しい面もあります。

児童生徒が休みとなる土曜日、日曜日に、定期的な運行ではなく単発のバス活用になりますが、このような地域のイベントに合わせ運行することができれば、参加者の増加を図ることができ、小さな地域の元気創造に大いに寄与できることは間違いありません。

イベントに主催者が独自にバスを運行するものもありますが、このときは集客もうまくできていると感じています。隣の河合町でも同じような傾向が見られ、バスが運行されることにより賑わいがあると聞きました。このことは全市的に言えることではないでしょうか。そこで、次の２点について質問いたします。

１点目、スクールバスの活用。飛騨市スクールバス管理規程第４条第２項において、スクールバス使用に関し「教育長が認める場合及び緊急事態発生の場合は使用することができる」と規定されています。先に述べたような定期的な使用とはならない、特に土曜日、日曜日開催の単発イベントにこの規定を取り入れ、スクールバス空き時間の有効活用を図ることができないか伺います。

２点目、「有償で住民の利用に供することができる」場合とは、国の補助金で購入したスクールバスであっても、いくつかの条件を満たせば目的外として使用することは可能であり、現に活用されています。その利用において、無償で利用することは理解できるのですが、有償で住民利用することができるとありますが、これはどういう場合を想定しているのか市の考え方を伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、森下議員のご質問2点につきまして回答させていただきます。

1点目でございます、スクールバスの目的外使用についてでございます。まず、スクールバスの定義についてから入らせていただきます。

スクールバスは、一般の民間路線バスとは異なり、児童生徒の登下校の安全、遠方からの通学者の時間短縮などを目的に運行し、学校の始業時間、終業時間がほぼ一定であることから、所定の運行時間に所定の経路を運行しており、基本的に学校関係者、学校行事などの利用となります。

議員ご指摘のとおり「飛騨市スクールバス管理規程」には、教育長が認める場合および緊急事態発生の場合に使用することができるとなっており、スクールバスとしての運行時間、学校行事などでのバス運行に支障を及ぼさない場合において、臨時的に教育長が使用を認めております。

教育委員会としても、スクールバスの有効活用の観点から、市所有バスの臨時運行として使用を認めており、市が主催する諸行事をはじめ、共催行事において市民の移動手段として利用されております。運行にかかる経費については、総務部総務課の予算の中でバス運行費として支出がされております。

方針としまして、地域が主催、共催者として開催されている諸行事は、地域の活性化につながる事業、行事と判断しておりますので、有効に活用をしていただきたいと考えております。ただし、あくまでスクールバスでございますので、利用については許可が必要でございます。当然でございますが、許可ができない場合もありますのでご理解をお願いいたします。

2点目、「有償で住民の利用に供することができる場合とは」のご質問でございます。スクールバスにつきましては、教育委員会が所管しておりますので、朝夕のスクールバスの運行時に住民の方が有償でバスに乗車できないかというようなご質問と解釈をさせていただきます。

総務部総務課におきまして、現在のコミュニティーバス、これの運行状況を見直し改善を行うことを目的に、平成27年秋を目途に「飛騨市地域公共交通網形成計画」の策定が進められ、地域住民の円滑な移動手段について検討が行われております。

この再編計画では、教育委員会管理の朝夕のスクールバス運行時に、地域住民の方が有償となることが検討中でございますが、児童生徒と共にバスに乗車することが可能となります。通常運行のバス以外の運行便数、これが必然的にスクールバスでございますので朝夕1便増えるということで、地域住民の移動手段の向上が図られるものでございます。相乗的効果としまして、子供たちと同じバスでの移動となることから、子供を見守りながら交流を深めることができるものと考えております。以上で回答をさせていただきます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○10番（森下真次）

すみません、1点再確認と言いましようか、再質問になるのでしょうか、1点目のスクールバスの活用のところで、有効活用はできると言いますか、そういうイベントにも活用はできるというふうにお聞きしました。そのところで、市が主催、共催の場合なのか、さっき何か地域が主催、共催というふうに言われたような気がしましたので、そのところの確認をさせてください。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

すみません、私の発言がちょっと乏しかったです。地域が、地域がです。当然、市にもございますが、市も含めまして地域の主催、共催ということでお願いをいたします。

○10番（森下真次）

今言われました、地域という場合の捉え方なんですけれども、例えば町単位であるのか、それとも例えば、これは宮川に限定した場合ですけれども、6つの地域に大きく分けると分かれるんですけれども、そういった所が行う場合というふうなんでしょうか。その辺りについて、もし、しっかり規定されているようでしたら伺いたいと思います。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

お答えをいたします。まず当然でございますが、振興事務所主催行事、これについては当然のことかと思えます。また、宮川町でございますと、先ほどご質問の中にありました親雪まつりの実行委員会等々、あくまで市がその事業に伴って共催ができるものということのご理解でお願いをいたします。

○10番（森下真次）

ありがとうございました。スクールバスが今言われたような活用ができれば、新しい道も開けるのではないかということで大変期待しておりますし、上手に活用させていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔10番 森下真次 着席〕

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時46分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅沼 明彦

飛騨市議会議員（15番）

山下 博文

飛騨市議会議員（16番）

池田 寛一